

小金井市新庁舎建設基本構想

平成23年3月

小金井市

新庁舎建設基本構想の策定に当たって

本市の庁舎は、本庁舎が昭和40年に建設されて45年が経過し、第二庁舎は、平成6年から賃貸借を開始し17年が経過しております。本庁舎は、老朽化に伴う安全安心や災害への対応、バリアフリーへの対応等の課題があり、第二庁舎は賃貸借契約の早期解消、更なる市民サービス向上等の課題があります。

新庁舎の建設は、市民の皆様の理解や協力が必要であり、常にコスト意識を持って進めていかなければなりません。また、多額の財政負担を伴うものであり、今後も市税収入等の歳入の大幅な増額は見込まれず、厳しい財政状況が続くと思われるため、様々な事業に影響が出ないように計画的に進めていくことが求められております。

これまでの庁舎建設に関する議論は、市民のための庁舎建設を前提とし、本市の課題である「街づくり」と「第二庁舎の賃貸借契約の早期解消」をどのように進めるのか、財政的負担と具体的な計画の中で様々な議論がありました。そのような状況の中、昨年3月に「新庁舎建設基本構想（素案）」を庁内で策定し、新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会の皆様に「建設場所を含む基本構想案の策定」を諮問しました。

答申された基本構想案は、市民1万人アンケート、市民フォーラム、パブリックコメントなど、様々な市民参加の手法を取り入れ、多くの市民の皆様の意見を反映したものです。市では、答申を尊重して基本構想として定め、蛇の目ミシン工場跡地に新庁舎を建設してまいる所存であります。

新庁舎を建設するためには、乗り越えなくてはならない厳しい制約、課題等があるため、まちづくりの基本姿勢である「市民参加」と「市民協働」の方針のもと、市民、議会及び行政が相互に知恵を出し合い、全市的な取組として協力し合うことが不可欠です。これからも市民の皆様とともに新庁舎建設に向けて着実に進めてまいります。

最後に、約1年間にわたり熱心に議論を積み重ね、基本構想案を策定していただいた市民検討委員会の皆様、市民フォーラム、市民1万人アンケート及びパブリックコメントに御参加、御協力していただいた市民の皆様、そのほか基本構想の策定に携わった全ての皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成23年3月

小金井市長



目 次

1	新庁舎建設基本構想策定の必要性・意義	1
2	新庁舎建設基本構想策定の背景と経過	2
3	新庁舎の基本理念	3
4	基本理念の具体的なイメージ	5
5	基本理念別の特記事項	8
6	新庁舎の建設場所	10
7	新庁舎の建設計画	14
8	将来に向けて	18
9	最後に	18
	【別紙】素案に示された5つの建設パターン	19
	【別紙】市民検討委員会での建設パターンの評点式評価指標	20
参考資料1	新庁舎建設に係るこれまでの経緯	21
参考資料2	現庁舎の状況	24
参考資料3	小金井市新庁舎建設に関する市民1万人アンケート調査結果	25
参考資料4	新庁舎建設市民フォーラムの開催	47
参考資料5	パブリックコメントの実施	48
参考資料6	新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会の検討経過	49
参考資料7	「小金井市新庁舎建設基本構想案（新庁舎の建設場所を含む）」 の答申にあたって	51
参考資料8	小金井市新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会設置要綱	52
参考資料9	小金井市新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会名簿	54
参考資料10	小金井市新庁舎建設検討委員会設置要綱	55

本市の庁舎問題は、人口増加とともに増加及び多様化する市民の公共サービス需要に対応するため行政機能などが拡大する中で、庁舎施設が狭あい化・分散拡大したことに端を発しています。

庁舎施設の分散化を解消するため新庁舎の建設について検討されましたが、『新庁舎建設用地として蛇の目ミシン工場跡地の購入』、『新庁舎建設までの暫定措置として第二庁舎の賃貸借』、『武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業に係る市の方針による駅周辺整備と新庁舎建設の一体的整備』と、市の新庁舎建設の方針は紆余曲折を重ね、現在、新庁舎の建設場所も決定しておらず、市民にとっては分かりにくい状況となっています。

こうした中、本庁舎は老朽化が進み、施設の耐震性やバリアフリー対応の面からも抜本的な対策が求められる状況です。また、新庁舎建設までの暫定措置として賃貸借した第二庁舎についても毎年多額の賃料などの支払いが継続していることから、その賃貸借の早期解消を図るよう新庁舎の建設が求められているところです。

一方、新庁舎建設に際しては、市の厳しい財政状況を踏まえつつ、将来にわたる債務に関して市民の理解を得ながら進める必要があり、市民サービスを低下させないように計画的に進めることが求められています。

新庁舎建設基本構想（以下「基本構想」といいます。）は、こうした新庁舎建設を取り巻く様々な課題の解決に向けて、新たなステップに踏み出す試金石となるものであり、これまで混迷を極めてきた庁舎問題に対して、市民自らが新庁舎の建設場所を決定し、新庁舎の在り方を方向付けることで、建設に向けて着実な一歩を踏み出すための構想となるものです。

また、基本構想は、「小金井市新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会」（以下「市民検討委員会」といいます。）の各委員の意向はもとより、市民検討委員会が行った市民1万人アンケート調査結果や市民フォーラムでの多くの市民の意向を踏まえて定めるものであり、まさに市民の参加と協働により新庁舎建設の方向性を示すものです。

2

新庁舎建設基本構想策定の背景と経過

本市では、昭和61年以降、庁舎建設計画について様々検討してきました。平成4年度には、「蛇の目ミシン工場跡地」を「公共公益施設建設用地（後に庁舎建設予定地）」として取得しましたが、用途地域の変更や建設資金などの問題からすぐには建設できない状況でした。平成5年度には、現在の第二庁舎を仮庁舎として賃貸借契約（10年間）を締結し、今日まで契約を延長しています。

一方、本庁舎は、建築後45年以上が経過し老朽化が進むとともに、耐震性やバリアフリーなどについても大きな課題を抱えています。

このような背景の中で、新庁舎建設を推進するため、平成22年3月に市の内部組織である新庁舎建設検討委員会で「小金井市新庁舎建設基本構想（素案）（以下「素案」といいます。）」を策定しました。

市は、新庁舎建設について市民参加で公平・公正に検討するため、公募市民19人を含めた27人で構成される市民検討委員会を設置し、平成22年3月に『新庁舎建設について建設場所を含めた基本構想案の策定』について諮問しました。市民検討委員会は、市民1万人アンケート調査結果、市民フォーラムでの御意見なども参考にしながら、全17回の検討を踏まえて基本構想案を策定し、市に対して答申しました。

本市は、その答申を尊重し、基本構想を策定しました。



市民検討委員会の会議風景



市民検討委員会の立川市新庁舎視察会

基本構想は、自然と伝統をいかすとともに、心のふれあいを大切にし、美しいまちをつくるなど「小金井市市民憲章」の趣旨を踏まえて策定します。

また、新庁舎の建設に当たっては、「小金井市市民参加条例」前文、「市政の主役は、市民です。」に基づき、長期総合計画などの上位計画と整合させながら、市民検討委員会での議論、市民1万人アンケート調査の実施、市民フォーラムの開催など、多くの市民の「参加と協働」により、次のような基本理念を定めます。

(1) 自治の要となる「市民のための庁舎」

- ア 市民の参加と協働を支える庁舎
- イ 公共サービスの拠点としての庁舎

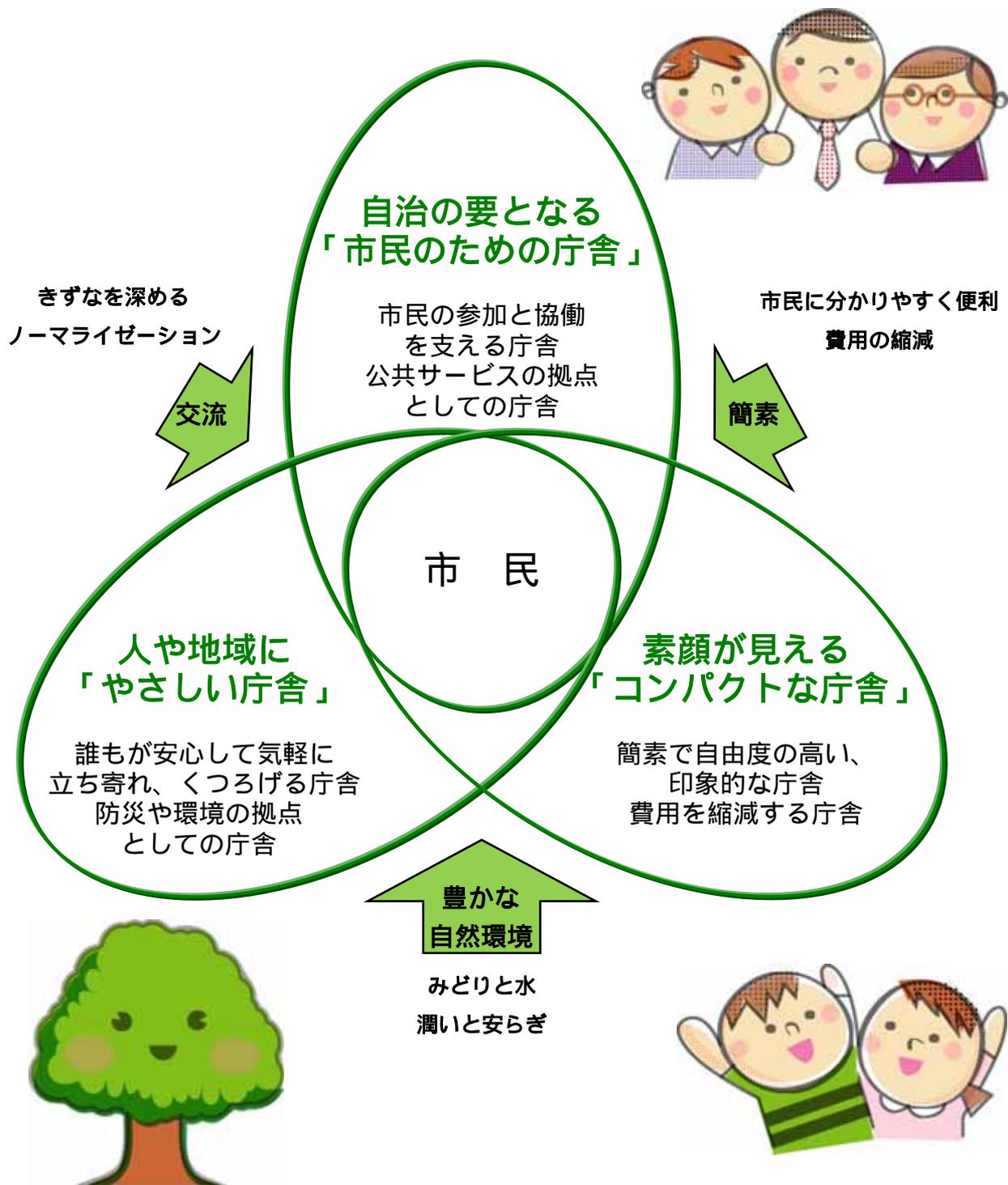
(2) 人や地域に「やさしい庁舎」

- ア 誰もが安心して気軽に立ち寄れ、くつろげる庁舎
- イ 防災や環境の拠点としての庁舎

(3) 素顔が見える「コンパクトな庁舎」

- ア 簡素で自由度の高い、印象的な庁舎
- イ 費用を縮減する庁舎

基本理念のイメージ図



4 基本理念の具体的なイメージ

(1) 自治の要となる「市民のための庁舎」



ア 市民の参加と協働を支える庁舎

市民が市政に積極的に参加し、市民及び市がお互いに尊重して、それぞれの役割と責任に基づき、連携協力していけるような庁舎建設を目指します。

また、地域主権の時代には、市民の自主的な参加と協働による政策立案の実現が重要となります。このため21世紀型の分権社会における市民が主役の自治の拠点となる庁舎を目指します。

具体的には、例えば、NPO¹など市内で様々な活動を行っている団体が協議・連携を深め、情報の収集や交換ができる場の設置などを検討します。

さらに、個人情報や庁舎のセキュリティに配慮しつつ、市民の自由な活動を支える庁舎利用について開庁日や時間を検討します。

イ 公共サービスの拠点としての庁舎

総合窓口や総合案内の設置はもとより、ICT²技術を活用したワン・ストップ・サービス³の導入やフロアマネージャー⁴の配置などを積極的に進められる、市民に分かりやすく便利な公共サービスの拠点となる庁舎づくりを目指します。

具体的には、例えば、市民活動にも利活用できるような多目的な空間やその催しなどに参加する市民の利便性に配慮した一時保育室などの整備を検討します。

また、子どもたちや高齢者の作品の展示、障がい者が作った食品や製品を即売できる空間の確保も検討します。

さらに、例えば日曜朝市などが開催できるなど、新たな公共サービスの拠点としての施設づくりを目指します。

¹ NPO

民間非営利組織を意味する英語の略語。福祉・教育・環境などを始めとして、自主的・自発的な活動を行う市民団体などの総称

² ICT

携帯電話やコンピュータなどの情報通信端末によるネットワークなどを利用した双方向通信技術を意味する英語の略語

³ ワン・ストップ・サービス

IT(情報技術)を活用して、1つの窓口で複数の手続をしたり、サービスが受けられること。

⁴ フロアマネージャー

来庁者の要望を聞いて適確な対応を手配する役割を担う人のことで、総合案内のように来庁者が質問に来るのを待つのではなく、困っていそうな人に積極的に声を掛けて対応する能動的な役割

(2) 人や地域に「やさしい庁舎」



ア 誰もが安心して気軽に立ち寄り、くつろげる庁舎

市民のニーズは多様化しており、相談は多岐にわたっています。また、気軽に相談しやすい環境を創り出すためにも、市民のプライバシーの確保は重要です。このため、相談室や相談コーナーの空間的な配慮が不可欠です。

具体的には、カフェテリアなど、市民が憩える空間を創出し、自然環境の保全・創出を図り「みどりに包まれた庁舎」の実現に取り組みます。そのためには敷地内緑化などを積極的に取り入れるなど、市民がくつろげる庁舎を目指します。

高齢者、障がい者の方々が安心して快適に利用できるように、ユニバーサルデザイン⁵を導入し、ノーマライゼーション⁶を推進します。

イ 防災や環境の拠点としての庁舎

計画的な防災機能の強化や危機管理体制の整備は、新庁舎建設に当たっての課題です。

具体的には、防災活動の拠点となる防災センターの設置は、市民の生命と財産を守る上でも重要です。新庁舎には災害時の情報収集、総合指揮所の機能を確保するとともに、地域における自主的な防災組織の拠点となるよう整備します。

環境の面では、本市の特長である豊かなみどりをシンボリックに実現する庁舎である必要があります。

具体的には、太陽光や太陽熱、風、みどりなどの自然をいかし、省エネルギーに配慮した施設として構想されるべきことはもとより、木材の使用を検討するなどCO₂削減に配慮した新たな環境負荷の低減に努めます。

⁵ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍などの様々な特性や違いを越えて、初めから、できるだけ全ての人々が利用しやすい、全ての人に配慮した、環境、建物・施設、製品などのデザインをしていこうという考え方

⁶ ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人などハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ、差別されない社会をつくるという福祉や教育の在り方を示す基本的理念

(3) 素顔が見える「コンパクトな庁舎」



ア 簡素で自由度の高い、印象的な庁舎

将来の行政需要の変化は予測が困難です。また、行政改革の見通しも不透明です。さらに、地方分権が進む中で基礎的自治体の役割も大きく変化する可能性もあります。

このようなことから、新庁舎の基本計画策定に当たっては、自由度の高い弾力的な空間構成を目指すことが必要です。

また、市民1万人アンケート調査結果で示されたように、市民は将来の世代に大きな負担を課すことを望んでいません。このため、簡素で効率的な新庁舎の建設が喫緊の課題です。同時に、「きずなを結ぶ 小金井市」のシンボルとなるよう、将来を担う子どもたちが郷土に誇りと夢を持てる新庁舎の建設を目指します。

また、小金井の象徴である「サクラ」や「ケヤキ」、「黄金井(水)」などを大切に、印象的な施設として計画します。

イ 費用を縮減する庁舎

今後、少子高齢社会の進行が見込まれる中で、多くの行政需要が想定されます。また、財政の見通しも不透明な状況です。このため、新庁舎の建設に当たっては、できるだけ経費の縮減に努める必要があります。

また、新庁舎へのアクセスについても自家用車利用中心からの転換を促すために公共交通機関の整備を図り、駐車場建設経費の縮減を目指します。

同時に、庁舎建設に際しての建設費用(イニシャルコスト)だけでなく、建設後の維持管理・運用費用、将来の解体撤去費用なども含めた建物の生涯費用(ライフサイクルコスト)を勘案した視点が必要です。

さらに、現在の第二庁舎の賃貸借を早期に解消することを目指す意味からも、新庁舎建設に向けたスケジュールの短縮化が課題です。そうした観点から、多様な建設手法を検討します。

5

基本理念別の特記事項

市民検討委員会で議論された主な事項や市民1万人アンケート調査結果から伺える基本理念の各分野に関する事項については、以下のとおりです。

(1) 自治の要となる「市民のための庁舎」

ア 市民の参加と協働を支える庁舎

市民1万人アンケート調査結果によれば、新庁舎に「市民の交流の場」や「自主的活動の拠点」を求める意見は賛否が拮抗しています。これは、市民は従来型の行政機関としての市役所を望んでいると受け取れることもできます。一方で、NPOなど市内で様々な活動を行っている団体の活動が、市民に対し十分に情報提供されていないと捉えることもできます。

少子高齢社会が進行し、団塊の世代のリタイヤが進行する中では、参加と協働を支える仕組みづくりをすることも行政の責任です。

また、議会のみ住民意思を委ねることなく、責任ある住民自治の確立からも、市民の参加と協働を支える庁舎の理念は重要であるため、庁舎の在り方を検討します。

イ 公共サービスの拠点としての庁舎

高齢者や障がい者にとってバス交通の利便性は重要であり、新庁舎建設にあわせて、コミュニティバス「Cocoバス」や路線バスの運行路線の見直しなど庁舎への交通利便性の向上が必要です。

また、新庁舎のほか、武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業にあわせて、各種証明書の申請・交付などができる出張所の設置を望む声がありました。今後の証明書のコンビニエンスストアにおける自動交付などと整合性を図りながら検討が必要です。

なお、市の駅前情報コーナーなどの検討も課題です。

(2) 人や地域に「やさしい庁舎」

ア 誰もが安心して気軽に立ち寄り、くつろげる庁舎

市民1万人アンケート調査結果によれば、市民が庁舎を訪れる回数は、年間1回から2回が最も多く、必ずしも頻繁に訪れる施設ではありません。また、その目的の多くは各種証明書の取得です。

多くの市民が庁舎に気軽に立ち寄ることができ、その機会に行政や議会の活動状況が容易に把握できるような庁舎としていくことが重要です。

それには、コーヒブレイクや食事が提供できる場の提供は有効です。例えば、小中学校で提供されている給食や、老人ホームでの食事をメニューに加えるなど、様々なソフト面での取組を通じて市民に親しまれくつろげる庁舎の検討が必要です。

イ 防災や環境の拠点としての庁舎

首都直下型地震の可能性が叫ばれる中、防災機能の強化は急務です。いざという場合に、直ちに災害対策本部を立ち上げる必要性から、新庁舎内に本部を設置するとともに、情報の収集、指揮命令が可能となるよう、防災センターの設置が必要です。

また、新庁舎は、地震などの災害時にも庁舎機能が維持できるよう耐震性及び耐火性を備えるとともに、耐久性を確保していく必要があります。

防災や環境の拠点としての庁舎の在り方を検討します。

(3) 素顔が見える「コンパクトな庁舎」

ア 簡素で自由度の高い、印象的な庁舎

新庁舎の建設場所は、緑地と集合住宅に囲まれた、閑静な立地環境となっています。また、年数を経た樹木にも囲まれています。とりわけ、そこは本市のシンボルである「サクラ」の大木があることも、市民検討委員会では論議されました。また、深水井戸が残っていることも指摘されました。

これらの新庁舎建設場所の立地特性や資源をいかし、「みどりと水」を育む、簡素で印象的な庁舎の建設を検討します。

また、豪華な庁舎ではなく、落ち着いた安らぎを持ったデザインを目指します。市民検討委員会の中では、木造庁舎の提案がなされました。実現性の可否を含めて検討が必要です。同時に、多摩の木材、とりわけ間伐材などの活用の検討も必要です。

イ 費用を縮減する庁舎

市民1万人アンケート調査結果では、『新庁舎建設にかかる市の財政負担』については、実に95.6%の市民が「重要だと思う」「やや重要だと思う」と回答しており、費用のかからない庁舎が望まれます。

あらゆる方策を重ね、様々な要素を総合的に検討し、費用の縮減に取り組みます。

また、新庁舎の建設に当たっては、各プロセスにおいて積極的な市民参加を行い、魅力的な建築を実現していく必要があります。

6

新庁舎の建設場所

(1) 建設場所

市民検討委員会の選定結果を尊重し、蛇の目ミシン工場跡地を建設場所とします。(所在地番：中町三丁目1957番7及び1957番9)

(2) 市民検討委員会における建設場所選定の経過と理由

ア 評価の方法

市民検討委員会においては、公平・公正な評価の方法について様々な角度から議論を重ねてきました。

その結果、評価指標として、新庁舎の立地条件、まちづくりとの関連性、新庁舎の建築計画条件、新庁舎建設(調達)に係る経済性、新庁舎建設事業の実現性の5項目が設定されました。個々の評価指標について、十分に討議し、共有化を図りながら素案で示された5つのパターン(別紙)ごとに各委員が定量的・定性的評価による「評点式選定」(別紙)が行われました。

さらに、定量的・定性的評価による評点式選定になじまない部分を含めて、各委員が総合的に判断して最善と考える候補地1か所を選ぶ「包括的選定」も行われました。

イ 選定の結果

評点式選定結果(表1)

評点式選定では、委員長を除く市民検討委員会委員26人中22人が「蛇の目ミシン工場跡地」を1位に選定しました。

包括的選定結果(表2)

包括的選定では、委員長を除く市民検討委員会委員26人中21人が「蛇の目ミシン工場跡地」を1位に選定しました。

いずれの場合においても、「蛇の目ミシン工場跡地」を建設場所とすべきとの結果になりました。

これにより、第14回市民検討委員会(平成22年10月17日開催)において、市民検討委員会として「蛇の目ミシン工場跡地」を新庁舎建設場所とする結論に至りました。

表1 評点式選定結果

(単位：人)

順位	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5	合計
	再開発 第2地区	蛇の目ミシン 工場跡地	第二庁舎 +第2地区	第二庁舎 +本庁舎	本庁舎 +第2地区	
1位	1	22	0	2	1	26
2位	6	1	3	18	5	33
3位	9	0	7	2	11	29
4位	2	3	13	2	7	27
5位	8	0	3	2	2	15
合計	26	26	26	26	26	130

委員長を除く26人の評点を集計した。

合計欄が26人とならない理由は、同点の場合において同順位として集計しているため。

表2 包括的選定結果

(単位：人)

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5	合計
	再開発 第2地区	蛇の目ミシン 工場跡地	第二庁舎 +第2地区	第二庁舎 +本庁舎	本庁舎 +第2地区	
選定した人数	1	21	0	4	0	26

ウ 蛇の目ミシン工場跡地の選定理由

蛇の目ミシン工場跡地の選定理由として、市民検討委員会では主に次の意見があげられました。

新庁舎の立地条件（位置・公共交通の利便性）

- ・市民1万人アンケート調査結果では、来庁時の交通手段として自転車など（48.6%）や徒歩（36.1%）が多くなっていることなどを考慮すると、各候補地とも立地条件に大きな差異はない。
- ・COCOバスなどの運行路線の適切な変更を考慮すれば、利便性などに大きな差異は生じない。

まちづくりとの関連性（上位計画との整合性、周辺地域のまちづくりへの影響）

- ・本市の基本理念である豊かなみどりを実現する観点からは、蛇の目ミシン工場跡地が適当である。
- ・周辺地域のまちづくりの活性化や、広域的な回遊性が期待できる。
- ・蛇の目ミシン工場跡地を庁舎建設予定地として取得した経緯がある。

新庁舎の建築計画条件（庁舎の形態、建築計画の柔軟性、災害対策の立地性）

- ・総合庁舎の建設が可能な用地であり、総合庁舎が望ましい（63.6%）とする市民1万人アンケート調査結果を反映できる。
- ・敷地に余裕があり、建設に当たっての自由度が高い。
- ・災害時などの公共空間の確保が可能で、災害時にも活用できる深水井戸がある。

新庁舎建設（調達）に係る経済性（今後の建設費、建設に係る差損を含めた総費用）

- ・市民意見の大勢は、蛇の目ミシン工場跡地に簡素な庁舎を早く建設すべきであると読み取れる。
- ・蛇の目ミシン工場跡地を売却した場合に大きな差損が生じる。
- ・平置駐車場などを検討することで、費用の縮減を図ることができる。

新庁舎建設事業の実現性（事業実施の見通し、用地取得等の確実性、財源計画の妥当性）

- ・蛇の目ミシン工場跡地は既に市有地として取得しており、用地取得に係る課題がない。
- ・庁舎建設後も一部未利用地が残り、将来の行政需要に備えることができる。
- ・密集市街地ではないため、事業実施に際しての支障が少ない。

エ 蛇の目ミシン工場跡地以外の候補地に関する主な意見

蛇の目ミシン工場跡地以外の候補地については、市民検討委員会で主に次の意見があげられました。

再開発第2地区

- ・市民交流センターとの一体的な運用が可能で、駅前に公共公益施設を設置することにより、まちづくりに寄与できる。
- ・公共施設が駅前に配置されることで、賑わいや活性化につながるのかという疑問がある。
- ・駅前の不燃化・耐震化を考慮し、災害時の立地条件として好ましい。
- ・地区内に市は用地を有していないことから、敷地・床とも購入することになり財政負担が生じることへの懸念がある。
- ・事業の特性から地権者の合意が不可欠であり、明確な事業スケジュールが立てにくいのではないかという危惧がある。

本庁舎敷地

- ・広域幹線道路に面していることで災害時の緊急対応上の優位性がある。
- ・分庁舎とはなるが、第二庁舎敷地との組合せでは経費が最も少なくて済む。
- ・市有地であることから、新たな用地買収が不要である。
- ・建設時に仮庁舎が必要になる可能性がある。

第二庁舎敷地

- ・現在の賃貸借契約は、早期に解消すべきである。
- ・購入する場合において、施設の狭あい性や今後の修繕費などの諸課題がある。
- ・現在の賃貸借契約の問題点、購入する場合の土地所有者と信託先との契約上の諸課題がある。

なお、委員から本町暫定庁舎敷地を活用した案（本庁舎敷地及び本町暫定庁舎敷地）が提案されました。

本案については、経費の縮減を図ることができる可能性があることから、並行して検討することになりましたが、検証の結果、12,000㎡を満たすことは困難な面があることなどから、取り下げられました。

7

新庁舎の建設計画

(1) 建設規模

ア 新庁舎規模及び形態

新庁舎の規模は、素案に示された12,000㎡を出発点とし、以下の点を踏まえて12,000㎡から13,000㎡の総合庁舎とします。

基本理念は「素顔が見えるコンパクトな庁舎」であり、かつ、簡素で印象的な庁舎を目指しています。また、市民1万人アンケート調査結果で示された市民の意思も財政負担の少ないことを願っています。

新庁舎においては、市民の交流機能の確保も重要です。NPOなど様々な団体が打合せできる集会室、100人程度が集まれる多目的スペースなどが想定できます。これらは、市が主催する各種の会議や講座と共用することも可能です。今後は議会活動との調和を図りながら、セキュリティの確保を前提に夜間、休日の利用などを含めた相互利用の可能性を含めて、当面前述の規模を想定します。

イ 駐車場規模

駐車場については、地下駐車場、立体駐車場のいずれかの選択により、財政計画に多大な影響を及ぼします。しかしながら、蛇の目ミシン工場跡地は公共交通機関から大きく乖離していません。また、環境負荷の低減が求められている今日、自家用車を前提とした庁舎への来訪は最小限に留めるべきであると考えます。

したがって、駐車台数の削減、立体駐車場や部分的な平置駐車場の採用など駐車場形式の検討、Cocoバスなどの公共交通機関の充実策を合わせた総合的な検討が必要と考えます。その際には、障がい者、高齢者などへの配慮も欠かせません。

(2) 事業費及び財源計画

市民検討委員会においては、蛇の目ミシン工場跡地を建設場所とする新庁舎建設の詳細な事業費の検討や財源計画を検証するには至りませんでした。したがって、素案を前提にします。

市民検討委員会での論議や市民1万人アンケート調査結果を踏まえた事業費及び財源計画に関する事項は、以下のとおりです。

ア 事業費

素案では、蛇の目ミシン工場跡地における庁舎及び駐車場建設費などとして、地下駐車場の場合は約59.6億円、立体駐車場の場合は約49.2億円と試算していますが、蛇の目ミシン工場跡地は敷地に余裕があることから、建設に当たっては地下駐車場及び立体駐車場を始め、平置駐車場も考えられます。

今後の基本計画の策定において、蛇の目ミシン工場跡地全体の敷地利用の在り方、それに適した駐車場形態などを検討し、可能な限り建設費用を縮減する建設計画とするよう検討します。

イ 財源計画

起債は、将来の世代への借金となることから、できる限り縮減するように検討します。

なお、地方債については起債の同意が可能か、本庁舎敷地の売却益や第二庁舎保証金返還金が想定どおり見込めるか、さらには庁舎建設基金が3億円に満たないなど多くの不確定要素や課題を抱えています。今後の基本計画の策定に当たっては、これらについて詳細な検証や財源計画の再構築を行います。

(3) 建設スケジュール

新庁舎の建設に当たっては、現在の第二庁舎の賃貸借の解消を含めて早期の竣工が喫緊の課題です。しかし、基本構想策定の後、基本計画、基本設計、実施設計、建設工事があります。また、工事期間は、設計内容や特殊な資材の活用により左右される側面もあります。

そこで基本構想では、標準的なスケジュールを示すとともに、短縮の可能性については、その要素を示すこととしました。

【スケジュール案】

基本構想（平成22年3月～平成23年1月）	11か月
基本計画	8か月
基本設計	8か月
実施設計	6か月
建設工事（本体）	20か月
建設工事（外構）	4か月
合計（基本構想を除く）	46か月
	（約3年10か月）

仮に、本体工事終了時に庁舎機能に移転・開設し、外構工事は移転後に並行して行うならば、約3年6か月と想定できます。

ただし、このスケジュールには、各段階における作業の期間が想定されていません。例えば設計プロポーザルに必要な期間（告知、審査など）、建設費用の積

算期間、工事入札に係る期間が必要となります。

また、標識設置、近隣住民の方々への説明会などが不可欠となります。そのほか、議会においての議決に要する期間が含まれていません。

仮に、それぞれの期間を通算で12か月と仮定すると、延べ54か月（4年6か月）となります（外構工事は除く。）。したがって、平成23年度当初に基本計画に着手するものと想定すれば、平成27年度半ばに竣工となります。

これらは、標準的な工期を示したものであり、財源計画やその他の要素が担保されることが前提でありますので、詳細は、基本計画の策定の中で検討します。

（４）工期短縮のための配慮事項

工期短縮などを図るため、次のような点に配慮が必要と考えられます。

ア 地下階の利用に当たっては慎重に判断すること。

地上階を中心とした構想とし、地下階の活用は必要に応じて計画することが重要です。

地下階を設置した場合は、掘削などに工期が費やされるほか、一般的に工費が地上階の1.5倍程度必要であると言われていています。工期短縮、経費削減の観点からも検討が必要です。

イ 汎用性の高い素材、工法を採用すること。

新素材の採用や新たな工法は、実証に手間取る可能性があるほか、建築確認に時間を要する場合があります。汎用性の高い素材、工法を採用することにより、簡素でコンパクトな庁舎を目指すことが可能となります。

ウ 発注方式の検討

従来型の業務分離発注方式を再検討し、例えば基本設計・実施設計を一体発注することで、各ステップ間の時間的なロスを短縮できる可能性があるため、検討が必要です。

(5) 設計・建設手法

今後の基本計画の策定、基本設計などの各プロセスにおいては、市民の参加と協働が不可欠です。行政と議会の権能を侵さない範囲での市民参加や、各段階において市民への説明を行うよう努めます。

近年、公共施設調達的方式として、従来型の業務分離発注方式を見直し、PFI⁷方式の採用やPPP⁸（官民共同方式）の検討を行う自治体が多く見られるようになりました。これは、資金調達や工期短縮の可能性から、検討されてきたものと考えられます。

また、総合発注方式や性能発注方式の採用も進んでいます。今回の新庁舎建設に当たっては、工期の短縮が重要な課題であり、そのためには多様な建設手法の検討が必要です。

なお、この場合には、従来型の業務分離発注方式を見直すことから、議会の同意と協力が不可欠です。



⁷ PFI

社会資本整備の民間事業化のこと。プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略語。公共施設などの整備を、官民の役割分担の下に民間の資金や能力、ノウハウを活用することでより効率的に行おうとする考え方

⁸ PPP

パブリック・プライベート・パートナーシップの略語。例えば、水道やガス、交通など、従来地方自治体が公営で行ってきた事業に、民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者任せの民間委託などを含む手法を指している。事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、PFIより幅広い範囲を民間に任せる手法

8

将来に向けて

各章でふれることのできなかつた事項、将来に向けての課題については、以下のとおりです。

(1) 将来の行政需要への対応

蛇の目ミシン工場跡地は、広さに恵まれているため、資金計画や財政負担を考慮し、市民検討委員会では必要とされる用地のほかは売却するという案も論議されました。

しかしながら、行政需要は将来にわたって変化する可能性があります。したがって、余剰とされる用地は売却することなく、今後の行政需要のために保持し、市民のための活用を検討する必要があります。

(2) 市民1万人アンケート調査について

市民検討委員会では、全国にあまり例のない「市民が主体による」1万人アンケート調査が実施され、多くの市民から回答を得ることができました。

自由意見などに寄せられた市民の声は貴重です。ここに示された市民の意見を各段階において議会及び行政が積極的に傾聴し、本市の今後の発展の一助となるように努めます。

9

最後に

市民検討委員会の検討においては、行政機能の在り方や、議会について十分な議論を深めることができませんでした。今後は、現在の問題点や課題を洗い出す中で両者の機能を支え、強化する方策を検討していくことが重要です。

基本計画、設計などの各段階において、市民参加の機会を担保しながら新庁舎の建設を推進します。

【別紙】 素案に示された5つの建設パターン

建設パターン	候補地	新庁舎整備の考え方
パターン1	再開発第2地区	再開発第2地区内に新庁舎に必要な規模を整備する。
パターン2	蛇の目ミシン工場跡地	蛇の目ミシン工場跡地内に新庁舎に必要な規模を整備する。
パターン3	市役所第二庁舎敷地 + 再開発第2地区	第二庁舎を購入して利用するとともに、新庁舎に必要な規模の不足分を再開発第2地区内に整備する。
パターン4	市役所第二庁舎敷地 + 市役所本庁舎敷地	第二庁舎を購入して利用するとともに、新庁舎に必要な規模の不足分を本庁舎の建て替えにより整備する。
パターン5	市役所本庁舎敷地 + 再開発第2地区	本庁舎を建て替えるとともに、新庁舎に必要な建設規模の不足分を再開発第2地区内に整備する。



【別紙】市民検討委員会での建設パターンの評点式評価指標

評価指標		
中項目	配点	着目点
新庁舎の立地条件(10点)		
位置・公共交通の利便性	10	市域の中での位置、鉄道・バスによる利便性という点から、どう評価しますか
まちづくりとの関連性(20点)		
ア 上位計画との整合性	10	上位計画での位置付けやこれまでの経緯からみて、どう評価しますか
イ 周辺地域のまちづくりへの影響	10	新庁舎建設による周辺のまちづくりへの寄与、経済波及効果という点から、どう評価しますか
新庁舎の建築計画条件(45点)		
ア 庁舎の形態	20	「総合庁舎」や「分庁舎」という、各パターンで考えられる庁舎の形態を、どう評価しますか
イ 建築計画の柔軟性	15	建築計画の自由度、将来の行政需要の変化等に対応できる敷地等の余地から、どう評価しますか
ウ 災害対策の立地性	10	災害時の立地の安全性、警察署・消防署との近接性や緊急車両等のアクセス性など、災害時の庁舎の果たす役割から、どう評価しますか
新庁舎建設(調達)に係る経済性(40点)		
ア 今後の建設費	20	これから更にかかる建設費用について、どう評価しますか
イ 建設に係る差損を含めた総費用	20	過去に用地購入にかけた費用や今後の用地売却による差損を含めて、どう評価しますか
新庁舎建設事業の実現性(60点)		
ア 事業実施の見通し	20	新庁舎の建設を着実に進めていくという点から、どのように評価しますか
イ 用地取得等の確実性	20	新庁舎の用地等の取得を確実に担保できるかどうか、どう評価しますか
ウ 財源計画の妥当性	20	財源を確保するために必要となる借金(地方債)や積立(基金)などの財源計画を、どう評価しますか

参考資料 1 新庁舎建設に係るこれまでの経緯

(1) 経緯

市政の懸案事項である新庁舎の整備は、昭和 61 年 8 月に市の内部組織によるプロジェクトチームを設置して建設候補地について種々検討しており、結論として現在地での建設が報告されましたが、用途地域変更等の諸条件を解決しなければならず、建設は難しい状況でありました。

昭和 62 年度に、武蔵小金井駅南口再開発の調査を行い、その中で公共施設の立地を含め、庁舎位置についても検討を行いました。その結果、昭和 63 年 5 月にシビックゾーンとして示されている現在の第二庁舎の位置が、庁舎の位置として公表されました。

しかし、市は当該地への庁舎の建設について土地所有者と協議を行いました。土地所有者にその意思がないことから断念しました。

その後、土地所有者から当該地に庁舎ビルを建設し賃貸することへの意向が示されましたが、「リース庁舎計画の白紙撤回を求める請願書」が採択されて市議会の意思が示されたことにより、検討を中断しました。

平成 3 年 3 月には、蛇の目ミシン工業（株）が所有する土地の処分問題が持ち上がり、当該地の取得についての請願、陳情が市議会に提出され、全会一致で採択されました。そのことを受けて、当該地を「公共公益施設建設用地」（後に「庁舎建設予定地」としました）として取得することを決定し、同年、土地開発公社が取得、平成 4 年度には市が土地開発公社と売買契約を締結しました。

しかし、条件整備などで建設までに 10 年の期間が必要と判断し、その間の庁舎利用として現在の第二庁舎を賃借しましたが、その後のバブル経済崩壊後の財政状況等により庁舎建設基金の積み立てができず、蛇の目ミシン工場跡地への早期の新庁舎建設が困難となっていました。

そこで、平成 12 年 7 月に武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業による駅周辺整備の完成を目指すため、当該再開発地区の第 2 地区に庁舎等シビックセンター機能を導入する「武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業に係る市の方針」（以下「市の方針」といいます。）を決定しました。しかし、当該再開発事業の進捗状況等から、第 2 地区への庁舎整備は行われておらず現在に至っています。

また、平成 21 年 1 月には「小金井市の市役所建設場所を選ぶ住民投票条例」の制定を求める地方自治法の規定による直接請求が提起されましたが、市議会臨時会で否決されました。

一方で、本庁舎の老朽化への対応、防災・高度情報化など将来的な庁舎機能への対応、庁舎の狭あい化等の解消による市民サービスの向上、バリアフリー化の推進などが必要となっていることから、新庁舎建設に向け基本構想の策定に着手することとなりました。

(2) 年表

年 度	これまでの経緯
昭和 40 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の本庁舎を建設
昭和 61 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎建設計画プロジェクトを設置し、老朽化、狭あい化、分散化している庁舎を「時代に対応した庁舎として整備を進める」を課題として捉え、庁舎の建設構想を検討 ・「現在の市庁舎用地に新庁舎の建設を考えざるを得ない。なお、用途地域の変更、消防署出張所の移転、本庁舎 4 階の改築等の問題解決が必要」との報告を行う。
昭和 62 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵小金井駅南口再開発事業調査の中で公共施設の立地を含めて庁舎の位置を検討 ・庁舎の位置として、シビックゾーンとして現在の第二庁舎を含む位置が示されたが、土地所有者に売買又は賃貸の意思がなく、検討を中断
昭和 63 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第二庁舎を含む位置の土地所有者から「庁舎用ビルを建設し、市に賃貸してもよい」との意向が示される。 ・土地信託により信託銀行が庁舎用ビルの建設、賃貸契約等行うこととなる。 ・当該地へ庁舎ビルを建設することの前提となる「用途地域の変更」と「公共施設の再配置による地区計画の指定」について、東京都の理解を得て手続きを実施
平成元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・信託銀行との折衝による賃借条件が市議会全員協議会で明らかになる。（賃貸料は坪当たり 9 千円台とし、3 年ごとに改定する。敷金は 15 億円とし、賃貸借契約期間は 30 年間一括借上げとする。） ・「武蔵小金井駅南口地区地区計画」として、地区計画が都市計画決定される。 ・第 4 回市議会定例会で「リース庁舎計画の白紙撤回を求める請願書」が採択されて市議会の意思が示されたことにより、賃貸借していく問題は中断
平成 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・蛇の目ミシン工業（株）の土地の処分問題が持ち上がり、当該地の取得についての請願、陳情が市議会に提出され、全会一致で採択される。 ・新庁舎整備に係る条件整備などで建設までに 10 年の期間が必要と判断し、その間の仮庁舎利用として現在の第二庁舎を 10 年間の賃貸借契約で覚書を締結 ・蛇の目ミシン工業(株)の土地を小金井市土地開発公社が取得
平成 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・蛇の目ミシン工場跡地を公共公益施設建設用地（後に庁舎建設予定地とした）として小金井市土地開発公社から引き取る売買契約を締結
平成 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第二庁舎の建物賃貸借契約（10 年間）を締結し、第二庁舎業務を開始

年 度	これまでの経緯
平成 11 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎建設予定地（蛇の目ミシン工場跡地）への庁舎建設について、庁舎建設基金不足や蛇の目ミシン工場跡地購入の多額の償還残額等の問題から早期に建設することが困難と判断 ・ 庁舎の取得と武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業を推進するため、当該再開発地区での庁舎の整備を含めた市の方針（案）を作成
平成 12 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「リース庁舎の早期解消等を求める陳情書」を賛成多数で採択 ・ 「リース庁舎をやめ、買収した「ジャノメ跡地」に市役所を建設することを求める陳情書」を賛成少数で不採択 ・ 市は「武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業に係る市の方針」を決定
平成 13 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「武蔵小金井駅南口再開発第 2 地区庁舎建設案の撤回と、市民が納得できる新庁舎計画を求める決議」を賛成多数で可決 ・ 「議会の多数意思を無視し武蔵小金井南口再開発事業予定地（第 2 地区）への庁舎建設計画を強行する稲葉市長の責任を問うとともに、同計画の即時撤回を求める決議」を賛成多数で可決
平成 15 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二庁舎の建物賃貸借契約の延長（5 年間）
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二庁舎の建物賃貸借契約の延長（5 年間） ・ 「小金井市の市役所建設場所を選ぶ住民投票条例」の制定を求める地方自治法の規定による直接請求が提起され、市議会臨時会で否決
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎建設検討委員会（庁内）を発足、新庁舎建設基本構想（素案）を策定 ・ 公募市民 19 人を含めた 27 人で構成される新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会を設置、新庁舎建設基本構想案（新庁舎の建設場所を含む。）の策定について市長から諮問を受け、検討を開始
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民検討委員会は、素案をたたき台として、市民 1 万人アンケート調査結果、市民フォーラムでの意見を参考に「新庁舎建設基本構想案」を答申 ・ 市は、答申を受け、「新庁舎建設基本構想」を策定

参考資料2 現庁舎の状況

(1) 市役所本庁舎

施設名	小金井市役所本庁舎	建築年月/経過年数	昭和40年(1965年)12月 / 45年	
住所	小金井市本町六丁目6番3号			
構造	鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)	規模	地上4階・地下1階	
敷地面積	3,337 m ² (公簿)	延床面積	2,709.23 m ² (建物)	
階層別面積	地下1階:527.40 m ² 、1階:512.00 m ² 、2・3・4階:547.89 m ² 、階段室等:26.16 m ²			
施設構成	事務室、会議室、機械室、給湯室、トイレ等	権利形態	市所有	
施設内容 配置部署 等	市長室、副市長室、応接室、庁議室、電話交換室、企画政策課、財政課、広報秘書課、総務課、地域安全課、職員課、管財課、施設管理室、議場、議長室、議長応接室、議員会派控室、議員相談室、議会図書室、議会事務局			

(2) 市役所第二庁舎

施設名	小金井市役所第二庁舎	建築年月/経過年数	平成5年(1993年)12月 / 17年	
住所	小金井市前原町三丁目41番15号			
構造	鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)	規模	地上8階・地下1階	
敷地面積	2,781 m ² (公簿)	延床面積	6,019.83 m ² (建物)、810.80 m ² (駐車場)	
階層別 面積	地下1階:95.57 m ² 、1階:888.96 m ² 、2階:825.75 m ² 、3・4階:895.46 m ² 、5階:838.73 m ² 、6階:668.54 m ² 、7・8階:466.36 m ² 、階段室等:50.64 m ²			
施設構成	事務室、会議室、機械室、給湯室、トイレ等	権利形態	賃貸借	
施設内容 配置部署 等	市民課、広報秘書課(広聴係)、会計課、保険年金課、地域福祉課、障害福祉課、介護福祉課、市民税課、資産税課、納税課、子育て支援課、保育課、環境政策課、ごみ対策課、水道課、下水道課、児童青少年課、経済課、農業委員会事務局、都市計画課、まちづくり推進課、道路管理課、建築営繕課、交通対策課、情報システム課、総務課情報公開係、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、庶務課、学務課、指導室、生涯学習課、管理事務室等			

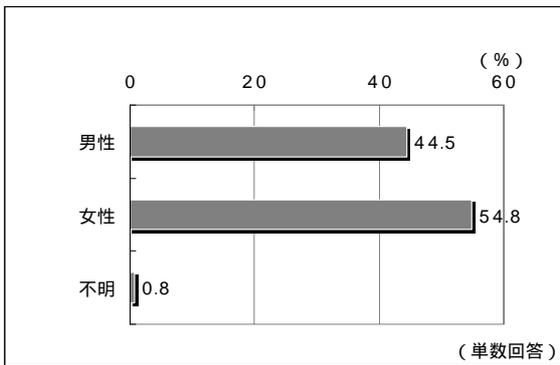
参考資料3 小金井市新庁舎建設に関する市民1万人アンケート調査結果

調査の概要

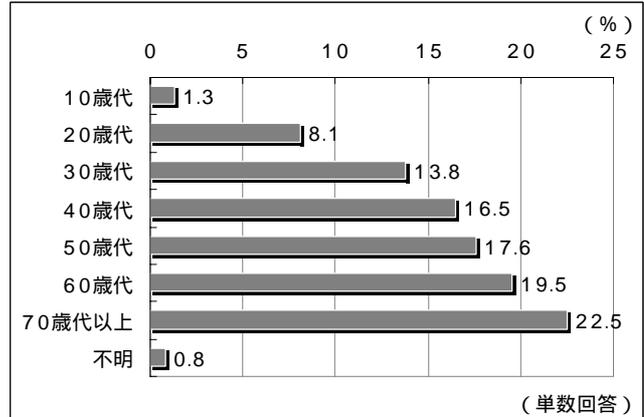
- ・ アンケート調査票の発送日：平成22年7月21日
- ・ 実施主体：小金井市新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会
- ・ 調査対象者数：6月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票から抽出した満18歳以上の市民10,000人
- ・ 有効回収数：3,140票（総回収数3,144票のうち、全設問無回答の無効票4票を除く）
- ・ 回収率：31.4%（3,140 / 10,000）

はじめに、あなたご自身のことについてお伺いします。

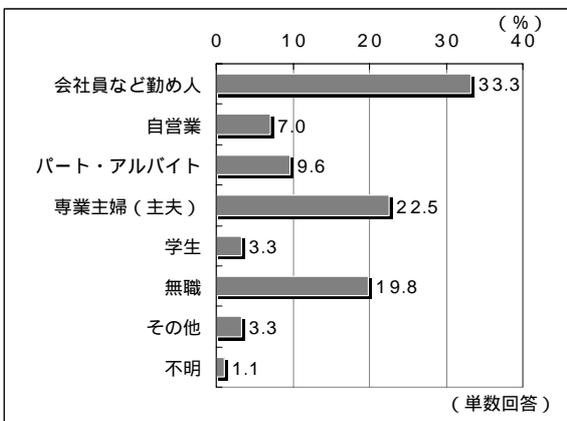
問1. あなたの性別は



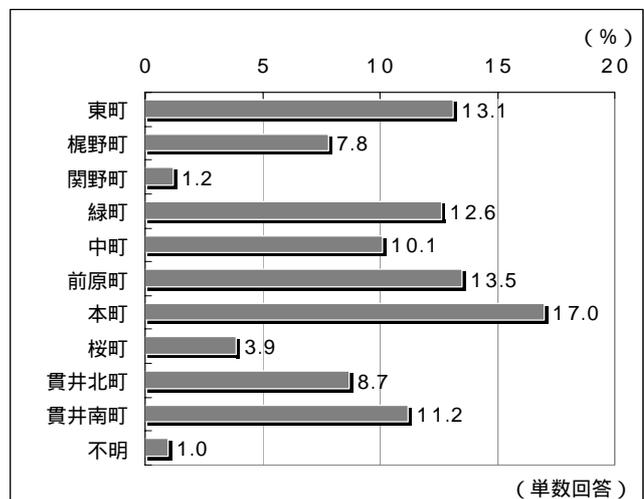
問2. あなたの年齢は



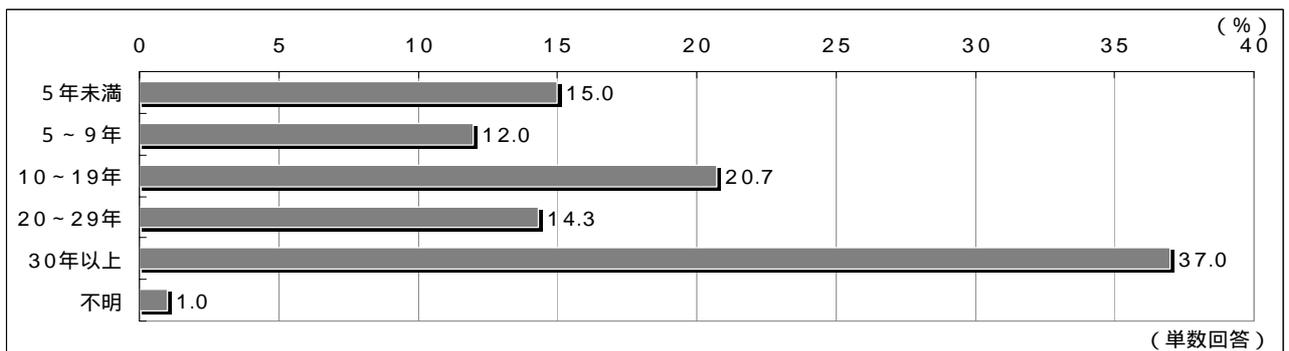
問3. あなたの職業は



問4. あなたのお住まいの地域は



問5. あなたは小金井市に住んで、どのくらい経ちますか



問1. あなたの性別は

	件数	(%)
1 男性	1,396	44.5
2 女性	1,720	54.8
不明	24	0.8
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問2. あなたの年齢は

	件数	(%)
1 10歳代	41	1.3
2 20歳代	253	8.1
3 30歳代	434	13.8
4 40歳代	518	16.5
5 50歳代	552	17.6
6 60歳代	611	19.5
7 70歳代以上	706	22.5
不明	25	0.8
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問3. あなたの職業は

	件数	(%)
1 会社員など勤め人	1,046	33.3
2 自営業	221	7.0
3 パート・アルバイト	300	9.6
4 専業主婦(主夫)	708	22.5
5 学生	105	3.3
6 無職	622	19.8
7 その他	103	3.3
不明	35	1.1
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問4. あなたのお住まいの地域は

	件数	(%)
1 東町	410	13.1
2 梶野町	244	7.8
3 関野町	38	1.2
4 緑町	397	12.6
5 中町	317	10.1
6 前原町	423	13.5
7 本町	533	17.0
8 桜町	121	3.9
9 貫井北町	274	8.7
10 貫井南町	353	11.2
不明	30	1.0
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

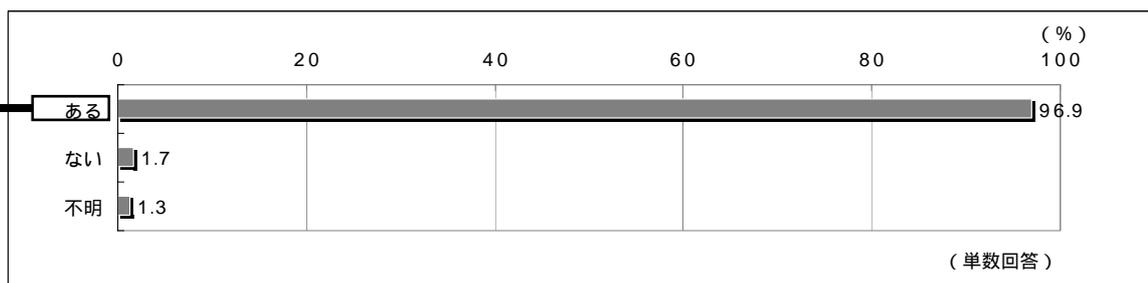
問5. あなたは小金井市に住んで、どのくらい経ちますか

	件数	(%)
1 5年未満	472	15.0
2 5～9年	377	12.0
3 10～19年	651	20.7
4 20～29年	448	14.3
5 30年以上	1,161	37.0
不明	31	1.0
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

現在の市役所庁舎の利用状況などについてお伺いします。

問6．あなたは、これまで、市役所庁舎に行ったことはありますか。(1つに)

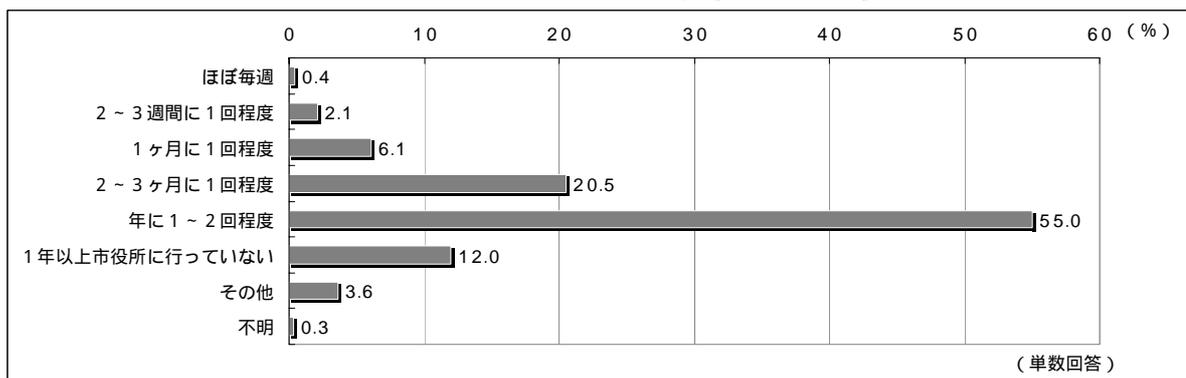


	件数	(%)
1 ある	3,044	96.9
2 ない	54	1.7
不明	42	1.3
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

【以下、問7～問11は、問6で「ある」と回答した方(3,044件)のみ】

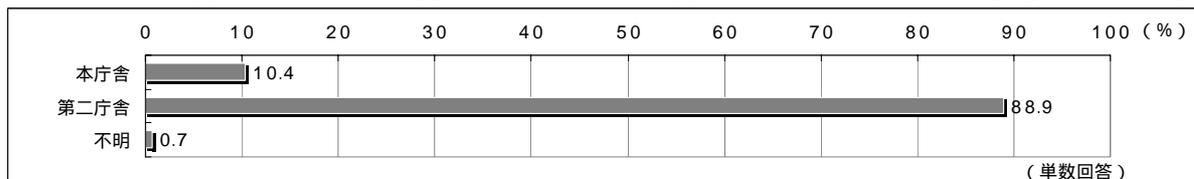
問7．どのくらい、市役所庁舎に行きましたか。(1つに)



	件数	(%)
1 ほぼ毎週	12	0.4
2 2～3週間に1回程度	65	2.1
3 1ヶ月に1回程度	186	6.1
4 2～3ヶ月に1回程度	624	20.5
5 年に1～2回程度	1,674	55.0
6 1年以上市役所に行っていない	366	12.0
7 その他	109	3.6
不明	8	0.3
回答数	3,044	100.0

(単数回答)

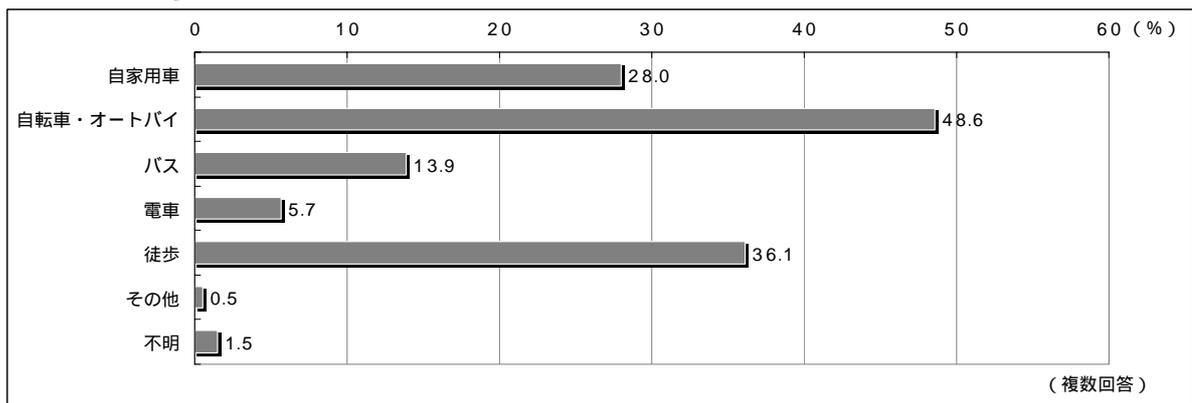
問8．『本庁舎』と『第二庁舎』のどちらの庁舎によく訪れましたか。(1つに)



	件数	(%)
1 本庁舎	316	10.4
2 第二庁舎	2,707	88.9
不明	21	0.7
回答数	3,044	100.0

(単数回答)

問9 .主にどのような交通手段で、市役所庁舎に行きましたか。(あてはまるものすべてに)

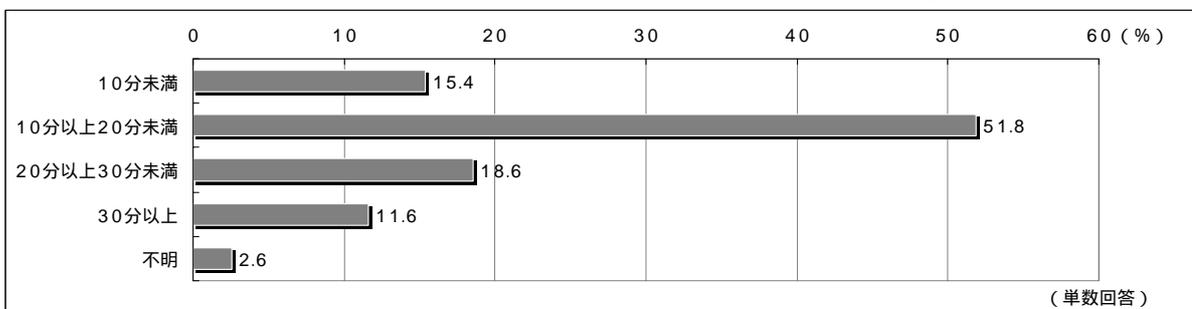


	件数	(%)
1 自家用車	851	28.0
2 自転車・オートバイ	1,479	48.6
3 バス	423	13.9
4 電車	175	5.7
5 徒歩	1,100	36.1
6 その他	15	0.5
不明	46	1.5
回答数	3,044	

(複数回答)

(注) この設問は、「複数回答が可能」な設問のため、各選択肢の回答件数の合計は、回答数(回答者総数)3,044件と一致しません。このため、選択肢ごとのパーセンテージを合計しても100%とは異なる数値となります。

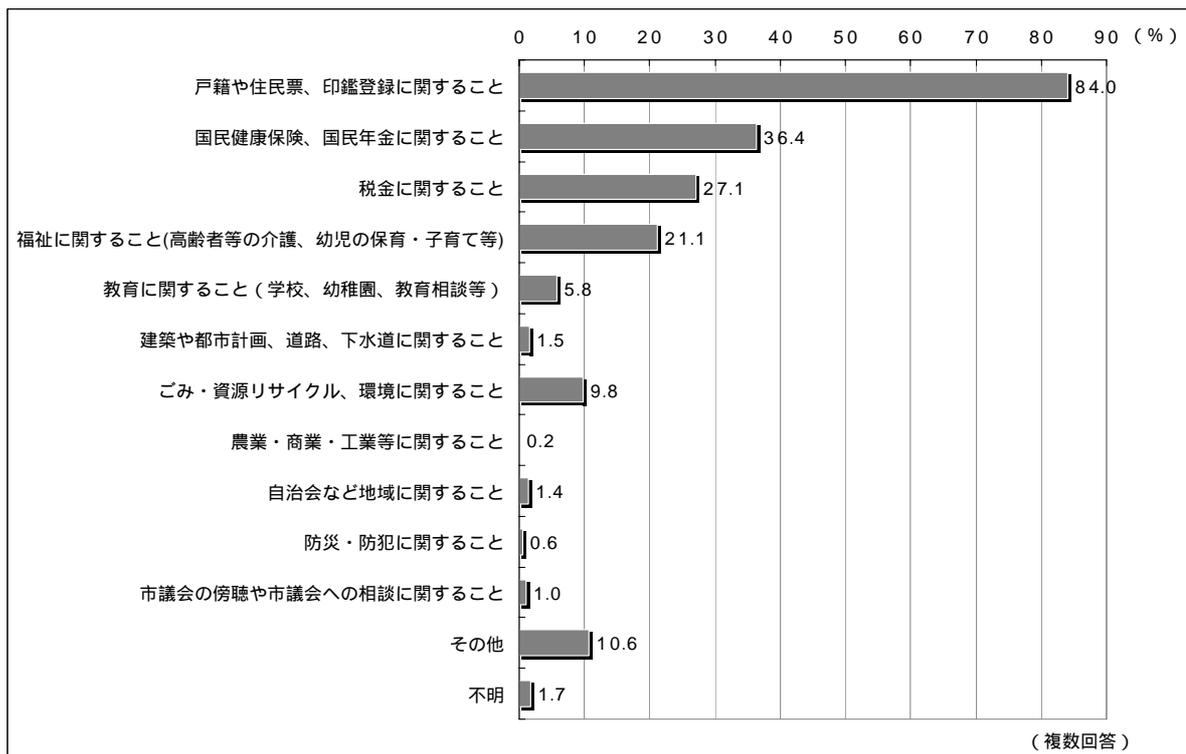
問10 .市役所庁舎に行くのにかかる時間はおおよそ何分ですか。



	件数	(%)
1 10分未満	468	15.4
2 10分以上20分未満	1,578	51.8
3 20分以上30分未満	565	18.6
4 30分以上	354	11.6
不明	79	2.6
回答数	3,044	100.0

(注) この設問は、時間の数量を記入していただく設問で、記入された数値を4階層に区分して「単数回答」として整理し直し、集計したものです。

問 11 . 主にどのような用事で、市役所庁舎に行きましたか。(最大3つまで)



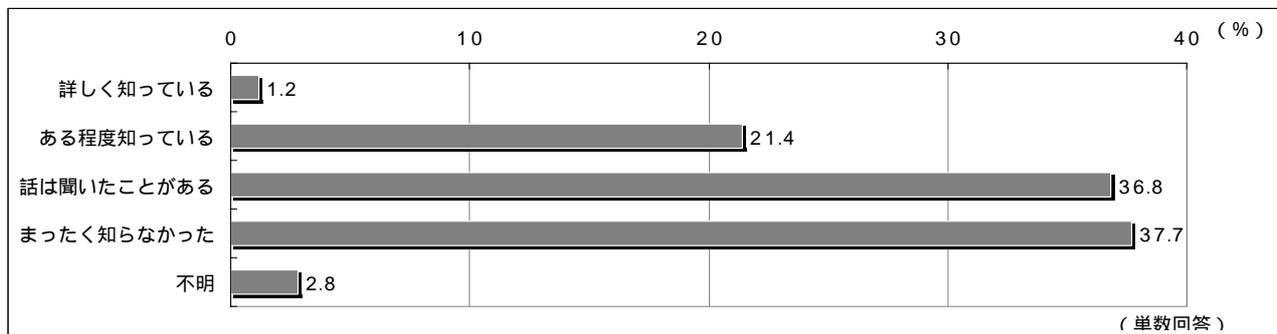
	件数	(%)
1 戸籍や住民票、印鑑登録に関すること	2,557	84.0
2 国民健康保険、国民年金に関すること	1,108	36.4
3 税金に関すること	825	27.1
4 福祉に関すること(高齢者等の介護、幼児の保育・子育て等)	641	21.1
5 教育に関すること(学校、幼稚園、教育相談等)	176	5.8
6 建築や都市計画、道路、下水道に関すること	45	1.5
7 ごみ・資源リサイクル、環境に関すること	299	9.8
8 農業・商業・工業等に関すること	7	0.2
9 自治会など地域に関すること	43	1.4
10 防災・防犯に関すること	19	0.6
11 市議会の傍聴や市議会への相談に関すること	29	1.0
12 その他	323	10.6
不明	51	1.7
回答数	3,044	

(複数回答)

(注) この設問は、「複数回答が可能」な設問のため、各選択肢の回答件数の合計は、回答数(回答者総数)3,044件と一致しません。このため、選択肢ごとのパーセンテージを合計しても100%とは異なる数値となります。

新しい市役所庁舎(新庁舎)の建設に向けた取り組みについてお伺いします。

問 12 . 小金井市では、新庁舎の建設へ向けて、市民の意見・提案を反映させた『新庁舎建設基本構想(案)』を作成するため、本年3月に、『新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会』を設置しましたが、あなたはご存じでしたか。(1つに)

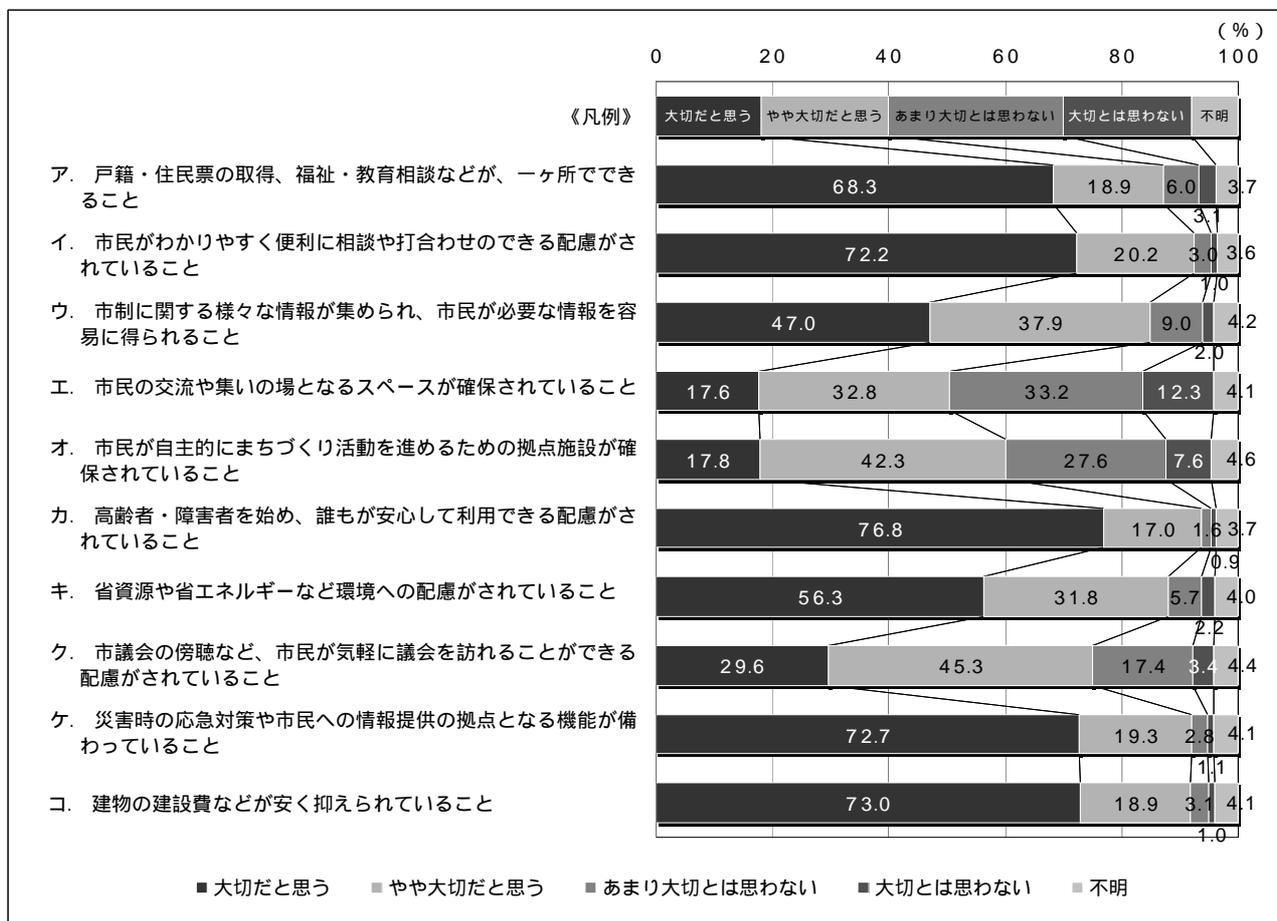


	件数	(%)
1 詳しく知っている	39	1.2
2 ある程度知っている	672	21.4
3 話は聞いたことがある	1,157	36.8
4 まったく知らなかった	1,183	37.7
不明	89	2.8
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

小金井市の新庁舎のあり方についてお伺いします

問 13 . あなたは、これから小金井市で新庁舎をつくるとき、どのようなことが大切だと思いますか。次のア～コの商品ごとに、あなたの考えに近い『評価』の番号をつけてください。



問13. ア. 戸籍・住民票の取得、福祉・教育相談などが、一ヶ所のできること

	件数	(%)
1 大切だと思う	2,144	68.3
2 やや大切だと思う	593	18.9
3 あまり大切とは思わない	188	6.0
4 大切とは思わない	98	3.1
不明	117	3.7
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問13. イ. 市民が分かりやすく便利に相談や打合せのできる配慮がされていること

	件数	(%)
1 大切だと思う	2,268	72.2
2 やや大切だと思う	634	20.2
3 あまり大切とは思わない	95	3.0
4 大切とは思わない	30	1.0
不明	113	3.6
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問13. ウ. 市政に関する様々な情報が集められ、市民が必要な情報を容易に得られること

	件数	(%)
1 大切だと思う	1,475	47.0
2 やや大切だと思う	1,189	37.9
3 あまり大切とは思わない	282	9.0
4 大切とは思わない	63	2.0
不明	131	4.2
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問13. エ. 市民の交流や集いの場となるスペースが確保されていること

	件数	(%)
1 大切だと思う	552	17.6
2 やや大切だと思う	1,031	32.8
3 あまり大切とは思わない	1,043	33.2
4 大切とは思わない	385	12.3
不明	129	4.1
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問13. オ. 市民が自主的にまちづくり活動を進めるための拠点施設が確保されていること

	件数	(%)
1 大切だと思う	560	17.8
2 やや大切だと思う	1,329	42.3
3 あまり大切とは思わない	866	27.6
4 大切とは思わない	239	7.6
不明	146	4.6
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問13.カ.高齢者・障害者を始め、誰もが安心して利用できる配慮がされていること

	件数	(%)
1 大切だと思う	2,410	76.8
2 やや大切だと思う	535	17.0
3 あまり大切とは思わない	50	1.6
4 大切とは思わない	29	0.9
不明	116	3.7
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問13.キ.省資源や省エネルギーなど環境への配慮がされていること

	件数	(%)
1 大切だと思う	1,768	56.3
2 やや大切だと思う	1,000	31.8
3 あまり大切とは思わない	179	5.7
4 大切とは思わない	68	2.2
不明	125	4.0
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問13.ク.市議会の傍聴など、市民が気軽に議会を訪れることができる配慮がされていること

	件数	(%)
1 大切だと思う	928	29.6
2 やや大切だと思う	1,421	45.3
3 あまり大切とは思わない	547	17.4
4 大切とは思わない	107	3.4
不明	137	4.4
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問13.ケ.災害時の応急対策や市民への情報提供の拠点となる機能が備わっていること

	件数	(%)
1 大切だと思う	2,282	72.7
2 やや大切だと思う	606	19.3
3 あまり大切とは思わない	89	2.8
4 大切とは思わない	35	1.1
不明	128	4.1
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問13.コ.建物の建設費などが安く抑えられていること

	件数	(%)
1 大切だと思う	2,291	73.0
2 やや大切だと思う	592	18.9
3 あまり大切とは思わない	98	3.1
4 大切とは思わない	31	1.0
不明	128	4.1
回答数	3,140	100.0

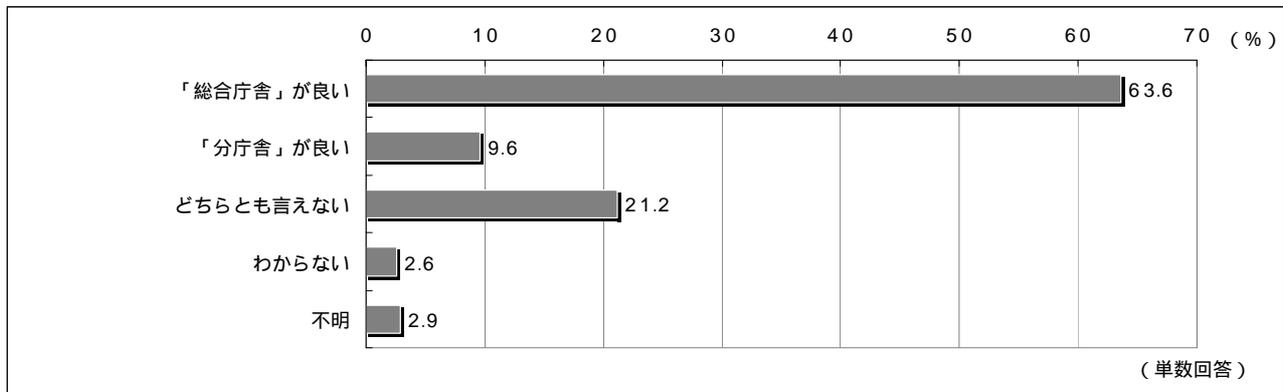
(単数回答)

問 14 . 新庁舎を建設する場合、次のように「総合庁舎」方式と「分庁舎」方式の二つの考え方があります。あなたはどちらが望ましいと思いますか。(1つに)

「総合庁舎」：すべての機能や組織がひとつの建物にまとまった庁舎

「分庁舎」：議会や行政などの部署が別の建物に分かれた庁舎

(現在は、本庁舎と第二庁舎の2つの建物に分かれた「分庁舎」です)



	件数	(%)
1 「総合庁舎」が良い	1,997	63.6
2 「分庁舎」が良い	303	9.6
3 どちらとも言えない	665	21.2
4 わからない	83	2.6
不明	92	2.9
回答数	3,140	100.0

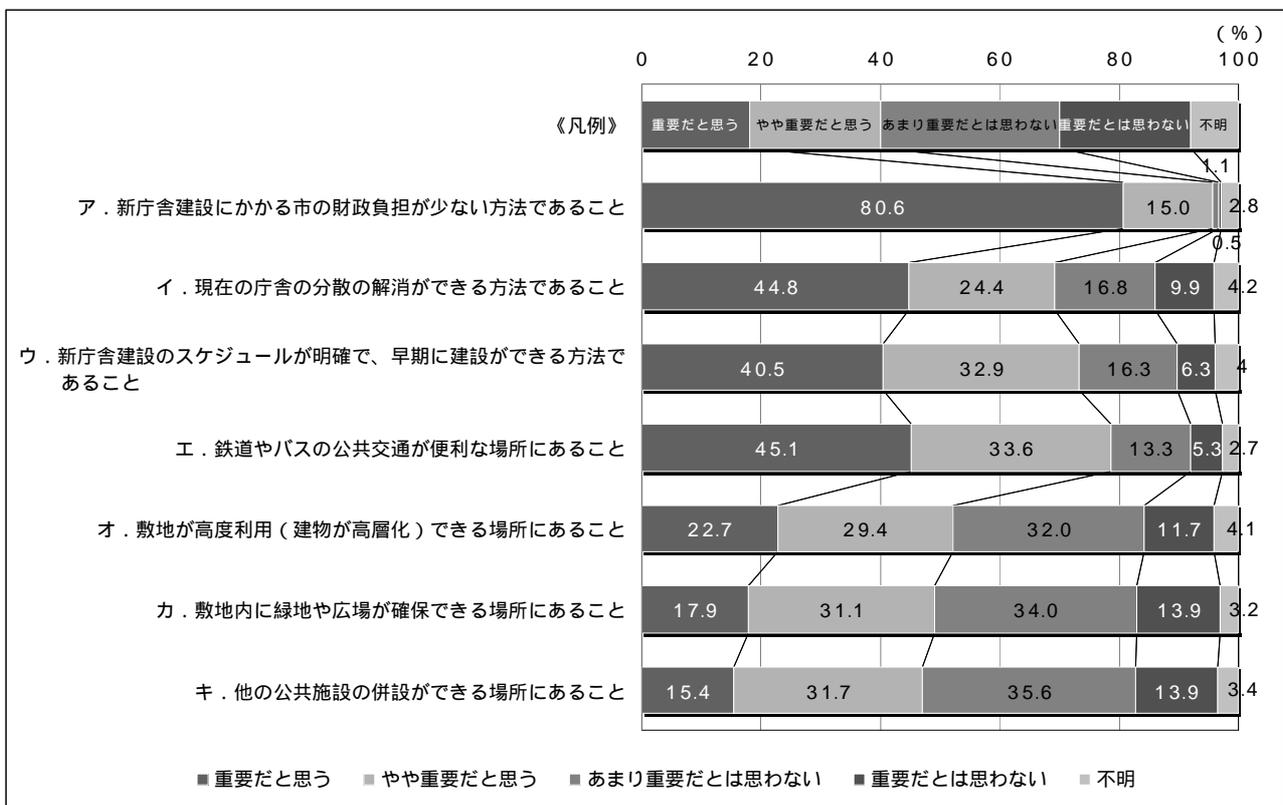
(単数回答)

「そう判断した理由」の主な自由意見

選択肢	「そう判断した理由」の主な自由意見
1 . 「総合庁舎」が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ・一ヶ所で用事が済み、公共サービスの市民の利便性、効率性が向上。 ・一ヶ所に各種機能がまとまり、市民にとってわかりやすい。 ・維持管理費用の削減、省エネルギー化につながる。 ・行政の業務効率性・職員のコミュニケーション向上、行政費用の削減につながる。 ・小さな市で、新しく市庁舎をつくるのに、あえて分庁舎を建設する理由がない。 ・現在の本庁舎と第二庁舎の分散に不便を感じる。 ・分散による人の移動の手間・費用が省ける。 ・建設コストも削減・合理化できる。 ・「市民」・「議会」・「行政」の市の機能が1つにまとまることにより、相互関係が強化、わかりやすくなる。 ・建物がひとつにまとまることにより、建物の空間・設備・機器等が効率的に使える。 ・将来を考え、市庁舎の新設なのだから総合庁舎の方が良いのはあたりまえ。 ・総合庁舎の建設は、市のシンボルとなる。 ・蛇の目ミシン工場跡地、再開発第2地区での総合庁舎建設が望ましい。

<p>2. 「分庁舎」が良い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費用・財政負担が安く済む。建設パターン4（本庁舎建替+第2庁舎購入）が望ましい。 ・現在の分庁舎の状況で不便を感じない。 ・市民は本庁舎・議会にあまり行かないので別でよい、分ける方が効率的。 ・市民は利用目的に応じて庁舎を利用できればよい。 ・機能が集中すると余計に分かりにくい、混雑する。 ・市民に身近な公共サービス窓口は分散したほうがよい。 ・必要に応じて修繕等が段階的にできる。 ・災害時に対応した複数の場所での機能確保が可能。 ・総合庁舎は無理なら、分庁舎でも構わない。 ・総合庁舎にする必要性を感じない。
<p>3. どちらとも言えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合庁舎が望ましいが費用・財政負担の検証を。 ・庁舎の形よりも建設費用・財政負担がより少ない方法を考えるべき。 ・総合庁舎・分庁舎のそれぞれにメリット・デメリットがあり、判断できない。 ・市民が便利で機能的なら、どちらでも良い（IT技術を活用した公共サービス充実等）。 ・現在、不便を感じていない。

問 15. 小金井市で新庁舎の建設を進める場合、あなたはどのようなことが重要とと思いますか。次のア～キの項目ごとに、あなたの考えに近い『評価』の番号にをつけてください。



問15. ア. 新庁舎建設にかかる市の財政負担が少ない方法であること

	件数	(%)
1 重要だと思う	2,532	80.6
2 やや重要だと思う	470	15.0
3 あまり重要だとは思わない	34	1.1
4 重要だとは思わない	16	0.5
不明	88	2.8
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問15. イ. 現在の庁舎の分散の解消ができる方法であること

	件数	(%)
1 重要だと思う	1,406	44.8
2 やや重要だと思う	765	24.4
3 あまり重要だとは思わない	526	16.8
4 重要だとは思わない	312	9.9
不明	131	4.2
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問15. ウ. 新庁舎建設のスケジュールが明確で、早期に建設ができる方法であること

	件数	(%)
1 重要だと思う	1,271	40.5
2 やや重要だと思う	1,034	32.9
3 あまり重要だとは思わない	511	16.3
4 重要だとは思わない	199	6.3
不明	125	4.0
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問15. エ. 鉄道やバスの公共交通が便利な場所にあること

	件数	(%)
1 重要だと思う	1,416	45.1
2 やや重要だと思う	1,055	33.6
3 あまり重要だとは思わない	417	13.3
4 重要だとは思わない	167	5.3
不明	85	2.7
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問15. オ. 敷地が高度利用(建物が高層化)できる場所にあること

	件数	(%)
1 重要だと思う	713	22.7
2 やや重要だと思う	924	29.4
3 あまり重要だとは思わない	1,005	32.0
4 重要だとは思わない	368	11.7
不明	130	4.1
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問15. カ. 敷地内に緑地や広場が確保できる場所にあること

	件数	(%)
1 重要だと思う	562	17.9
2 やや重要だと思う	975	31.1
3 あまり重要だとは思わない	1,067	34.0
4 重要だとは思わない	437	13.9
不明	99	3.2
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

問15. キ. 他の公共施設の併設ができる場所にあること

	件数	(%)
1 重要だと思う	483	15.4
2 やや重要だと思う	996	31.7
3 あまり重要だとは思わない	1,118	35.6
4 重要だとは思わない	435	13.9
不明	108	3.4
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

新庁舎の建設候補地について問題点や今後のあり方についてお伺いします

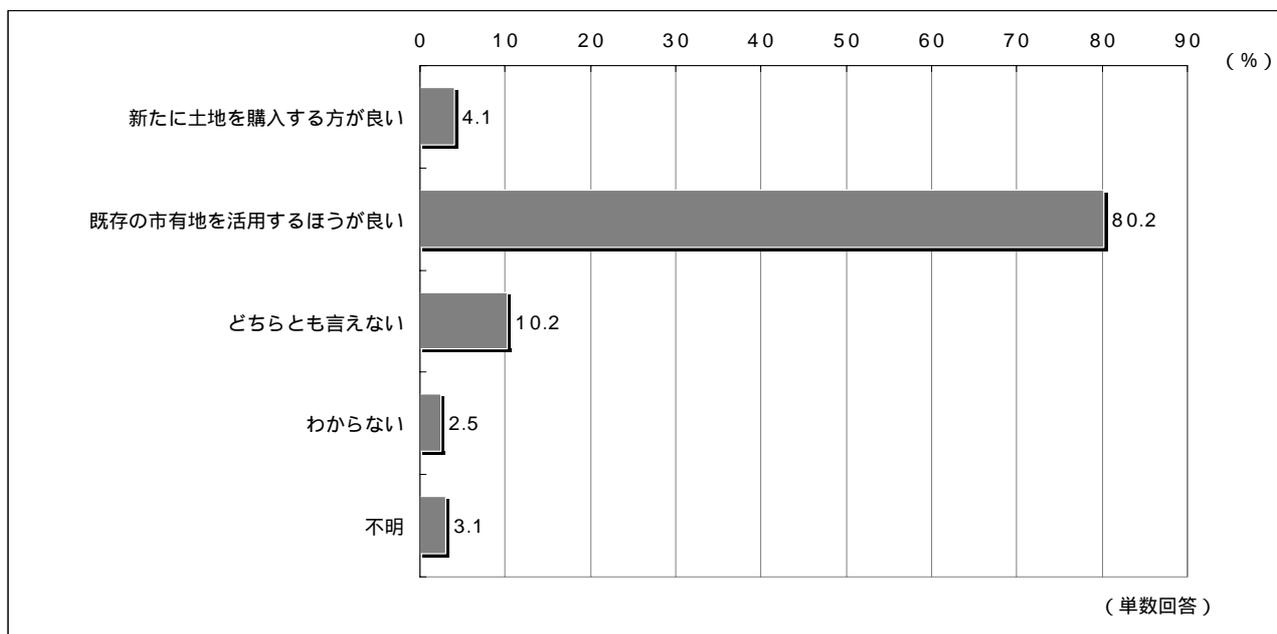
小金井市の新庁舎の建設場所については、下図のように、主に、現在の「本庁舎」及び「第二庁舎」、「蛇の目ミシン工場跡地」、武蔵小金井駅南口「再開発第2地区」の4つの場所が候補にあがっています。

- ・本庁舎及び蛇の目ミシン工場跡地は市有地、他は民有地です。
- ・「再開発第2地区」及び「蛇の目ミシン工場跡地」は、その一部が新庁舎建設場所の候補となっています。



蛇の目ミシン工場跡地(約 10,000 m²)の一部に庁舎を建設し、残った敷地を他の用途で使用可能

問 16 . 新庁舎を建設する場合、「既存の市有地を活用」する方法と「新たに建設用地を購入」する方法の二つの考え方があります。あなたはどちらが望ましいと思いますか。
(1つに)



	件数	(%)
1 新たに土地を購入する方が良い	128	4.1
2 既存の市有地を活用するほうが良い	2,518	80.2
3 どちらとも言えない	320	10.2
4 わからない	77	2.5
不明	97	3.1
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

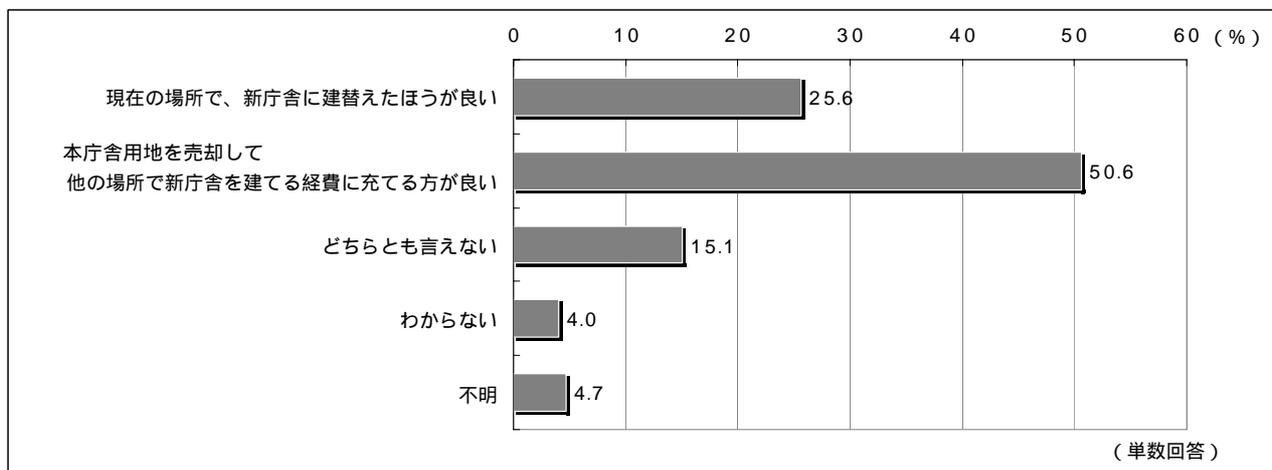
「そう判断した理由」の主な自由意見

選択肢	「そう判断した理由」の主な自由意見
1 . 新たに土地を購入する方が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前の便利なところ、再開発第2地区での総合庁舎建設が望ましい。 ・ 蛇の目ミシン工場跡地は不便。本庁舎敷地は狭い。 ・ 建設費用の安く済む建設パターン4（本庁舎建替+第二庁舎購入）が望ましい。
2 . 既存の市有地を活用する方が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな土地購入は、更に建設費用・財政負担がかさみ、時間がかかる。 ・ 建設費用・財政負担面から市有地を有効活用すべき。市有地は容易に売却すべきではない。 ・ 蛇の目ミシン工場跡地の売却による多額の損失は出すべきではない。 ・ 庁舎建設用地として購入した蛇の目ミシン工場跡地を活用すべき。 ・ 蛇の目ミシン工場跡地が庁舎建設用地として既にあるので、早期建設が可能で、新庁舎建設計画が市民にわかりやすくなる。 ・ 新たに土地を購入する理由がない。 ・ 蛇の目ミシン工場跡地には余裕があるので、多様な利用が可能。

	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな土地取得は市民に不透明な要素が増える。 ・建設費用の安く済む、本庁舎敷地を活用する建設パターン4(本庁舎建替+第二庁舎購入)が望ましい。
<p>3. どちらとも言えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手法はともかく、建設費用・財政負担が少なく、市にメリットが多い方法を。 ・新たな土地購入、財政負担の大きい方法はすべきでないが、蛇の目シン工場跡地は不便。 ・他の要素を含めて総合的な判断が必要。 ・「既存の市有地を活用」と「新たに建設用地を購入」のメリット・デメリットが判断できない。

問 17 . 『本庁舎』について、お伺いします。

現在の『本庁舎』は、建設後 40 年以上が経過して、建物の老朽化が著しく進行しており、耐震性が十分に確保されていません。エレベーターも設置されておらず、体の不自由な方への対応も不十分な状況です。このような状況から、『本庁舎』をどのようにすればよいと考えますか。(1つに)



	件数	(%)
1 現在の場所で、新庁舎に建替えたほうが良い	804	25.6
2 本庁舎用地を売却して、他の場所で新庁舎を建てる経費に充てる方が良い	1,588	50.6
3 どちらとも言えない	474	15.1
4 わからない	125	4.0
不明	149	4.7
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

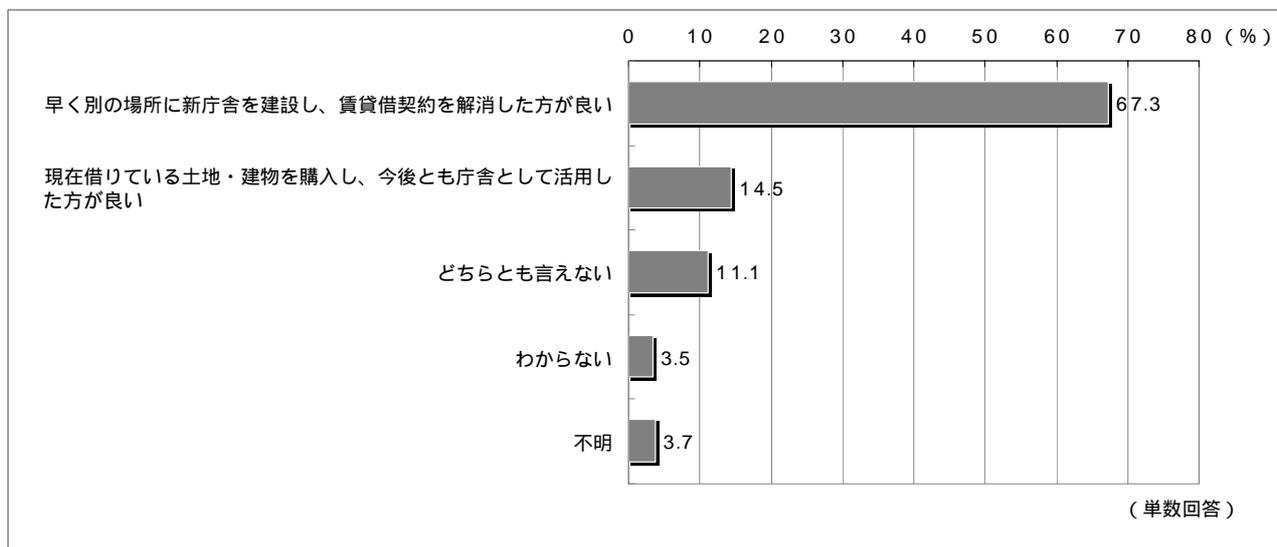
「そう判断した理由」の主な自由意見

選択肢	「そう判断した理由」の主な自由意見
1 .現在の場所で、新庁舎に建替えた方が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費用が最も安く済む建設パターン 4 (本庁舎建替 + 第二庁舎購入) が望ましい。 ・新たな土地購入は建設費用がかさむ。時間がかかる。市有地を有効活用。 ・市有地の売却は容易にすべきではない。 ・本庁舎の場所が便利。 ・もともと市庁舎があったので、なじみ深い。市民にわかりやすい。 ・本庁舎敷地を高度利用して新庁舎が建設できるのであれば望ましい。 ・現庁舎を耐震化・バリアフリー化に対応させ、有効活用すべき。 ・移転する理由がない。
2 .本庁舎用地を売却して、他の場所で新庁舎を建てる経費に充てた方が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ・蛇の目ミシン工場跡地があり、それを活用すべき。 ・建設費用が安く済む総合庁舎建設パターンで、市の財政負担を軽減する、借入れを少なくするため。 ・土地が狭く、法規制からも本庁舎敷地では、分庁舎しか新設できない。 ・総合庁舎の建設が望ましい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の建替えは工程が複雑で、仮庁舎を必要とする可能性もあり、時間がかかる。 ・本庁舎敷地は、一等地でより高額で売却できる。 ・売却しても新たな土地購入費に充てるべきではない。市有地での新庁舎建設、他の公共施設に充てる。 ・現庁舎の耐震化・バリアフリー化は、非効率。
<p>3 .どちらとも言えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手法はともかく、建設費用・財政負担が少なく、市にメリットが多い方法を。 ・本庁舎の場所は便利だが、建替えで総合庁舎が建設できるかどうか判断できない。 ・本庁舎敷地は売却すべきではない。 ・現在、不便を感じていない。現在の施設を活用すべき。 ・本庁舎に行ったことがないので判断できない。

問 18 .『第二庁舎』について、お伺いします。

現在の『第二庁舎』は、民間から借りている建物で、市が所有する建物ではありません。市はこれまで 16 年間、賃借料を支払ってきましたが、賃借に財政負担しても、土地や建物が市所有にならないので問題との意見があります。このような状況から、『第二庁舎』をどのようにすればよいと考えますか。(1 つに)



	件数	(%)
1 早く別の場所に新庁舎を建設し、賃貸借契約を解消した方が良い	2,113	67.3
2 現在借りている土地・建物を購入し、今後とも庁舎として活用した方が良い	454	14.5
3 どちらとも言えない	347	11.1
4 わからない	109	3.5
不明	117	3.7
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

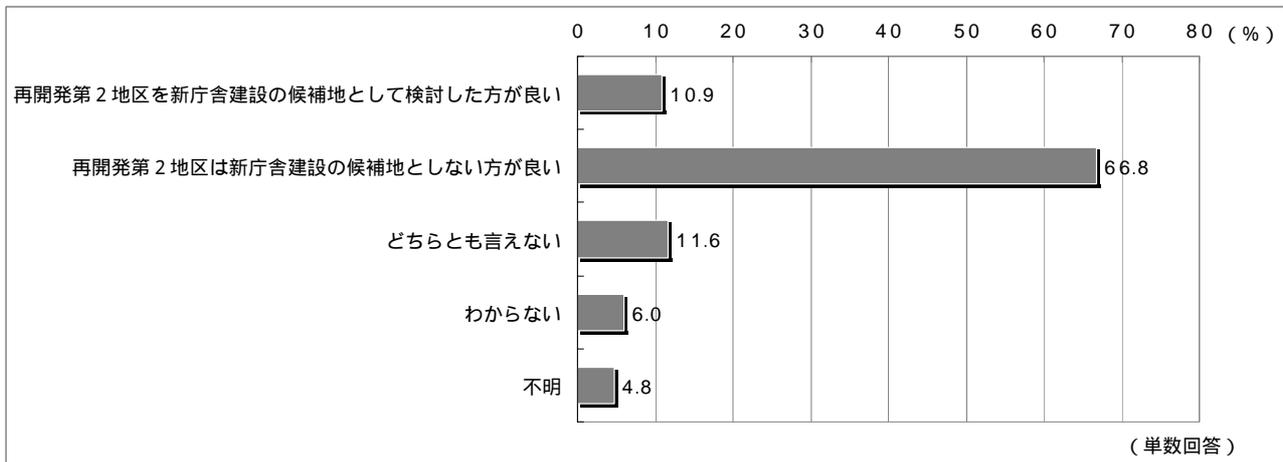
「そう判断した理由」の主な自由意見

選択肢	「そう判断した理由」の主な自由意見
1 . 早く別の場所に新庁舎を建設し、賃貸借契約を解消した方が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に賃貸借を解消して市所有の庁舎とし、財政の無駄を解消すべき。 ・ 新庁舎を建設する市有地がありながら、民間ビルを賃借している状況を早期に解消すべき。 ・ 賃借料が高額すぎて無駄。賃借料を建設費にあてるべき。 ・ 蛇の目ミシン工場跡地に新庁舎を建設すべき。 ・ 分庁舎の解消、総合庁舎が望ましい。 ・ 市民が利用しにくい既存建物を購入すべきではない。 ・ 維持管理費の削減や省エネルギーに配慮した新しい庁舎とすべき。 ・ 購入しても維持管理経費が増大し、20～30年後には建替えが必要となる。購入費が高額すぎる。
2 . 現在借りている土地・建物を購入し、今後とも庁舎として活用した方が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しく建設するよりも費用が安くなる、安くなると期待される。 ・ これまで高額で賃借してきたので、安く購入(あるいは無償で譲渡)することが期待される。 ・ 民間ビルの賃借は市庁舎として好ましくない。財政的に合理的で

	<p>はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の場所が便利。既に庁舎として利用していて現状で問題がない。慣れている。 ・現在の建物をそのまま利用できるので時間がかからない。建物が無駄にならない。 ・現在の建物は庁舎以外に利用できない。
<p>3. どちらとも言えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手法はともかく、建設費用・財政負担が少なく、市にメリットが多い方法を。 ・新庁舎建設と第2庁舎購入のメリット・デメリットが判断できない。 ・賃貸借の継続は問題ではない。賃貸借の継続と購入等とのメリット・デメリットが判断できない。

問 19 . 武蔵小金井駅南口の『再開発第2地区』に新庁舎を建設するという案について、お伺いします。(この設問は、再開発の是非についてお伺いするものではありません。)

『再開発第2地区』に新庁舎を建設するという案については、駅前で便利になるという意見もある反面、将来に渡って財政負担が生じるとの意見もあります。また、地区内に権利を有する方々の合意形成についての課題があります。このような状況について、どう考えますか。(1つに)



	件数	(%)
1 再開発第2地区を新庁舎建設の候補地として検討した方が良い	341	10.9
2 再開発第2地区は新庁舎建設の候補地としない方が良い	2,097	66.8
3 どちらとも言えない	363	11.6
4 わからない	187	6.0
不明	152	4.8
回答数	3,140	100.0

(単数回答)

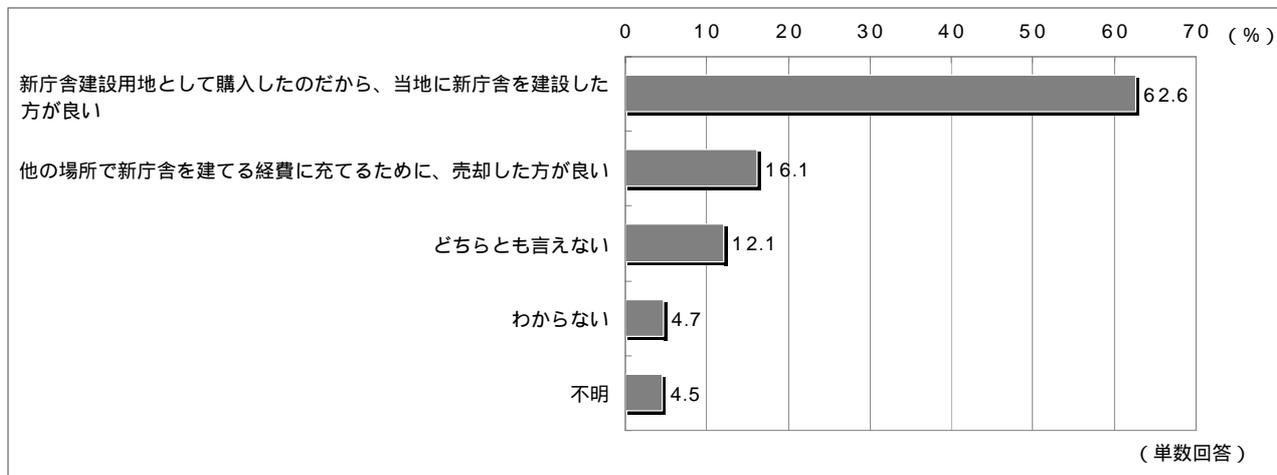
「そう判断した理由」の主な自由意見

選択肢	「そう判断した理由」の主な自由意見
1 . 再開発第2地区を新庁舎建設の候補地として検討した方が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅に近く、商業施設が集積し、パスルートも集中して便利。市の顔・シンボルとなる立地。 ・ 市の中心で、駅周辺の商業地域活性化などまちの発展につながる。 ・ 現在の庁舎に近くて市民も分かりやすい。 ・ 駅前に総合庁舎、公共サービス窓口機能ができる。 ・ 長期的に考えて検討することは必要。 ・ 蛇の目ミシン工場跡地よりも便利。 ・ 床を他の用途に賃貸できる。
2 . 再開発第2地区は新庁舎建設の候補地としない方が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最も建設費用・財政負担が大きい。建設費用・財政負担が更に大きく増える。新しく土地を購入する必要はない。 ・ 市民の来庁頻度は少なく、庁舎は駅前の地価の高いところになくてもよい。 ・ 多くの市民には駅前が便利ということはない。駅前に庁舎をつくる必要性がない。 ・ 駅前には民間企業を導入して活性化、税収を得るべき。再開発は民間に任せるべき。

	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎は商業地の活性化・発展につながらない。 ・蛇の目ミシン工場跡地が無駄になる。蛇の目ミシン工場跡地につくればよい。 ・再開発の権利者の合意形成に時間がかかる。庁舎建設の見通しがたたない。 ・駅周辺が更に交通混雑し、災害時などのリスクが増加する。 ・現在の状況で問題がない。本庁舎・第2庁舎を活用すべき。 ・駅前には公共サービス窓口があればよい。
<p>3 . どちらとも言えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前の利便性と建設費用・財政負担の費用対効果が判断できない。 ・手法はともかく、建設費用・財政負担が少なく、市にメリットが多い方法を。

問 20 .『蛇の目ミシン工場跡地』について、お伺いします。

市では、平成4年度に、武蔵小金井駅から約600m東のところに、新庁舎建設予定地（蛇の目ミシン工場跡地：約10,000㎡）を購入しました。その後、土地の評価額が下がっているのので、仮に売却した場合には損失が見込まれています。このような状況について、どう考えますか。（1つに ）



		件数	(%)
1	新庁舎建設用地として購入したのだから、当地に新庁舎を建設した方が良い	1,966	62.6
2	他の場所で新庁舎を建てる経費に充てるためには、売却を考慮しても良い	505	16.1
3	どちらとも言えない	379	12.1
4	わからない	149	4.7
	不明	141	4.5
	回答数	3,140	100.0

(単数回答)

「そう判断した理由」の主な自由意見

選択肢	「そう判断した理由」の主な自由意見
1 .新庁舎建設用地として購入したのだから、当地に新庁舎を建設した方が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎建設用地として取得した土地で、総合庁舎の建設に支障もないので、有効活用すべき。 ・売却により多額の損失を出すのは税金の無駄使い。損失は出すべきではない。 ・他の候補地と比べて立地・交通利便性に不便はない。バス交通の充実調整可能。JR高架化・道路整備により利便性が向上。 ・今後の建設費用・財政負担が少なく、総合庁舎建設ができる。新たに土地を購入すると費用がかさむ。 ・土地が広く、総合庁舎建設の自由度や他の公共施設に活用できる可能性がある。 ・新庁舎建設がスムーズに進められる。 ・駅前よりも地価が安く売却額が安くなる。 ・周辺の新たなまちづくりにつながる。
2 .他の場所で新庁舎を建てる経費に充てるために、売却した方が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ・駅から遠く、バス交通が不便になる。周辺の道路基盤が良くない。 ・新庁舎を建設しないなら、資産を売却し、新庁舎建設（本庁舎建設替え等）や他の財源に充てるべき。

3 .どちらとも言えない。	<ul style="list-style-type: none">・交通が不便というデメリットがあるが、売却による損失も問題。・庁舎ではなく他の公共施設や公園の整備を。・売却による損失額などが分からず判断できない。・手法にかかわらず、建設費用・財政負担が少なく、市にメリットが多い方法を。
---------------	--

参考資料4 新庁舎建設市民フォーラムの開催

日時・場所

平成22年10月24日(日)午後1時30分～4時(2時間30分)

小金井市立小金井第一小学校 体育館

会議次第

開会

各委員一言あいさつ

検討経過報告・概要説明

市民1万人アンケート結果報告

質疑応答

まとめ

閉会



参加者

一般参加者 128人

市民検討委員会 22人

事務局 10人

保育士・手話通訳者 5人

合計 165人

質疑応答

意見シート数 29件

質問シート数 32件

	項目	件数
1	新庁舎建設の基本理念について	3
2	市民1万人アンケートについて	1
3	規模・事業費・財源計画について	4
4	スケジュールについて	6
5	事業手法(PFIなど)について	1
6	検討経過について	3
7	答申の取り扱い・答申後について	6
8	本庁舎の跡地利用について	2
9	蛇の目ミシン工場跡地に建てた場合の建築面積以外の土地利用について	1
10	その他	5

翌日の10/25(月)に意見3件あり

挙手での質問者数 約20人(延べ人数)

参考資料5 パブリックコメントの実施

施策の名称

小金井市新庁舎建設基本構想案

実施主体

小金井市新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会

意見の募集方法

募集期間 平成22年11月22日から平成22年12月21日まで

提出方法 直接持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

意見の提出状況

提出人数

区分	直接持参	郵送	ファクシミリ	電子メール	計
個人	9人	2人	38人	11人	60人
団体	0人	0人	0人	0人	0人
計	9人	2人	38人	11人	60人

延べ意見数 151件

内容の内訳

新庁舎建設基本構想案策定の必要性・意義について	0件
新庁舎建設基本構想案策定の背景と経過について	4件
新庁舎の基本理念について (全般6件、イメージ図1件)	7件
基本理念の具体的なイメージについて (市民のための庁舎6件、やさしい庁舎10件、コンパクトな庁舎11件)	27件
基本理念別の特記事項について (市民のための庁舎4件、やさしい庁舎1件、コンパクトな庁舎1件)	6件
新庁舎の建設場所について	27件
新庁舎の建設計画について (新庁舎規模3件、駐車場規模4件、事業費4件、財源計画5件、 スケジュール13件、工期短縮2件、設計・建設手法1件)	32件
将来に向けて	0件
最後に	3件
その他 (総合庁舎・分庁舎3件、第二庁舎賃借解消8件、併設施設8件、その他5件)	24件
全体的な意見	21件

参考資料 6 新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会の検討経過

時期	市民検討委員会	市民1万人アンケート パブリックコメント
平成 22 年 3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">3/21 第1回</div> <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・委員長・副委員長選出等 	
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">4/11 第2回</div> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の進め方の検討 ・H21 素案の検討 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">4/25 第3回</div> <ul style="list-style-type: none"> ・H21 素案の検討 	
5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">5/16 第4回</div> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎のあり方、建設場所のあり方についてグループ討議 ・アンケート調査の実施について <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">5/30 第5回</div> <ul style="list-style-type: none"> ・市民1万人アンケート調査実施確認、調査票案の検討 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">5/20 現庁舎視察会</div>
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">6/20 第6回</div> <ul style="list-style-type: none"> ・市民1万人アンケート調査案の検討 ・武蔵小金井駅南口地区再開発事業について 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">6/11 現庁舎視察会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">6/16 立川市庁舎視察会</div>
7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">7/ 4 第7回</div> <ul style="list-style-type: none"> ・市民1万人アンケート調査票・同封資料確認 ・建設場所・建設パターンの比較検討 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">7/17 第8回</div> <ul style="list-style-type: none"> ・建設場所・建設パターンの比較検討 	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 市民1万人 アンケート調査 ・調査期間 7/21～8/20 ・回収数（回答率） 3,140票（31.4%） </div>
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">8/ 1 第9回</div> <ul style="list-style-type: none"> ・建設場所・建設パターンの比較検討 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">8/22 第10回</div> <ul style="list-style-type: none"> ・市民1万人アンケート調査中間結果報告 ・建設パターンの評価軸の検討 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">中間結果報告</div>

時期	市民検討委員会	市民1万人アンケート パブリックコメント
9月	<div data-bbox="323 405 887 510"> <p>9/5 第11回</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民1万人アンケート調査最終結果報告 建設パターンの評価軸の </div> <div data-bbox="323 555 887 629"> <p>9/26 第12回</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設パターン選定表の検討 </div>	<div data-bbox="1182 394 1449 472"> <p>最終結果報告</p> </div>
10月	<div data-bbox="323 663 887 786"> <p>10/3 第13回</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設パターン選定表の検討・決定 建設パターン第6案の検討 </div> <div data-bbox="323 797 887 958"> <p>10/17 第14回</p> <ul style="list-style-type: none"> 蛇の目ミシン工場跡地(パターン2)を建設候補地に仮決定 新庁舎建設の基本理念・イメージの検討 </div> <div data-bbox="323 969 887 1144"> <p>10/24 市民フォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民検討委員会の検討経過について 建設候補地選定結果について 新庁舎建設に基本理念について 意見交換 </div>	
11月	<div data-bbox="323 1178 887 1245"> <p>11/14 第15回</p> <ul style="list-style-type: none"> 新庁舎建設基本構想案の検討 </div>	<div data-bbox="1182 1290 1449 1592"> <p>パブリックコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施期間 11/22～12/21 意見提出人数 60人 延べ意見数 151件 </div>
12月		
平成23年 1月	<div data-bbox="323 1760 887 1883"> <p>1/16 第16回</p> <ul style="list-style-type: none"> 新庁舎建設基本構想案の検討 新庁舎建設基本構想案の決定 </div> <div data-bbox="323 1939 1161 2007"> <p>1/23 第17回 「小金井市新庁舎建設基本構想案」の答申</p> </div>	

参考資料7 「小金井市新庁舎建設基本構想案(新庁舎の建設場所を含む)」 の答申にあたって

小金井市長 稲葉 孝彦様

「小金井市新庁舎建設基本構想案(新庁舎の建設場所を含む)」の答申にあたって

稲葉孝彦市長より平成22年3月21日に諮問をいただきました小金井市新庁舎建設基本構想案を、ここに、答申します。

審議期間の厳しい制約のもとで、27名の委員が真摯に議論を交わし、構想案を取りまとめることができましたのは、まことに、小金井市民の力の結実という他ありません。市長からご提案いただきました「1万人アンケート」にご回答いただいた市民、「新庁舎建設市民フォーラム」に参加されて直にご意見をいただいた市民、さらに、「構想案」にパブリックコメントをお寄せいただいた市民、また委員公募に応じられた市民、そして、本委員会の審議経過を静かに見守って下さっている多くの市民、こうした市民各位が、本委員会の強力な推進力となっていることをお伝えしたいと存じます。新庁舎建設に向けるこの市民の力こそが、各委員の最終的な決断のおおきな臂力となり、本委員会の答申の背景となっていることを銘記しておきます。

本委員会の重要な課題は、まさに諮問にも特記されているように、新庁舎の建設場所の決定であります。そのため、本委員会は、「小金井市新庁舎建設基本構想(素案)」にいう「パターン」をどのように評価するのかという課題を設定し、集中的に検討し、11の評価指標を設定しました。さらに、パターンの選択決定にあたっては、決定方法をも慎重に審議しました。こうして、本委員会は、その決定方法にしたがって、「小金井市新庁舎建設基本構想(素案)」にいう「パターン2」(「蛇の目ミシン工場跡地」内に「総合庁舎」を建設する)を、新庁舎の建設場所・形態として、決定しました。このことを、謹んで、ご報告申し上げます。

また、評価指標をめぐる熟議は、まさに、小金井市にふさわしい市庁舎、そして建設の在り方を総体的に「構想」することに他なりません。したがって、本答申は、委員会の討議の内容を適確に総括したものであると存じます。なお、本委員会では、小職の拙劣な議事進行にもかかわらず、討議の重要な原則、「説明責任をはたすこと」は委員各位に堅持され、思いがこもった、充実した議論が交わされたことを付言させていただきます。

本委員会は、市長のご英断によって設置された輝かしい第一歩です。本委員会の「基本構想案」が小金井市の新庁舎建設にむけた更なる一步になり、新庁舎建設が、関連諸課題に適切に対処し、着実な行程にのぼることを切望いたします。

小金井市新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会
委員長 森反章夫

参考資料 8 小金井市新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小金井市新庁舎建設基本構想の策定に当たり、新庁舎建設に関する事項について検討及び協議するため、小金井市新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問を受け、新庁舎建設に関する事項について検討及び協議を行い、小金井市新庁舎建設基本構想案を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員27人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

市内に住所を有する次に掲げる者

- ア 東町に住所を有する者 3人以内
- イ 梶野町に住所を有する者 1人以内
- ウ 関野町に住所を有する者 1人以内
- エ 緑町に住所を有する者 3人以内
- オ 中町に住所を有する者 2人以内
- カ 前原町に住所を有する者 2人以内
- キ 本町に住所を有する者 3人以内
- ク 桜町に住所を有する者 1人以内
- ケ 貫井北町に住所を有する者 1人以内
- コ 貫井南町に住所を有する者 2人以内

学識経験者 3人以内

次に掲げる市内の団体に所属する者であって、市内に住所を有するもの

- ア 商工関係団体 1人以内
- イ 福祉関係団体 2人以内
- ウ 環境関係団体 1人以内
- エ コミュニティ関係団体 1人以内

2 委員の任期は、委嘱の日から答申の終了の日までとする。

3 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第1号の委員の選考方法は、公募によるものとし、応募者の中から抽選によって決定するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(起草委員会)

第8条 小金井市新庁舎建設基本構想案の起草のため、委員会に起草委員会を置くことができる。

- 2 起草委員会は、第5条第1項に定める委員長及び副委員長2人並びに当該委員長が指名する委員3人以内で組織する。
- 3 起草委員会に、起草委員会委員長を置き、第5条第1項に定める委員長をもって充てる。
- 4 起草委員会委員長は、起草委員会の会務を総理し、小金井市新庁舎建設基本構想起草案を委員会に報告しなければならない。

(会議の公開)

第9条 委員会及び起草委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(謝礼)

第10条 委員会及び起草委員会の委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(事務局)

第11条 委員会及び起草委員会の事務局は、企画財政部企画政策課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、第5条第1項に定める委員長が会議に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年1月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行し、この要綱による改正後の小金井市新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会設置要綱の規定は、平成22年3月21日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年9月14日から施行する。

参考資料 9 小金井市新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会名簿

	選出区分		氏名	
1	公募市民	東町 3 人	安藤 かつ子	
2			田中 利男	
3			森川 信義	
4		梶野町 1 人	久保 治雄	
5		関野町 1 人	大堀 昇士	
6		緑町 3 人	上原 佐世子	
7			菊池 徳美	
8			山根 美宏	
9		中町 2 人	沼田 よし子	
10			山本 榮一	
11		前原町 2 人	川畑 青史	
12			北島 豊	
13		本町 3 人	中川 正生	
14			藤山 晴彦	
15			渡辺 恒夫	
16		桜町 1 人	平林 聖	
17		貫井北町 1 人	小林 正光	
18		貫井南町 2 人	大澤 一昌	
19			土屋 弘毅	
20	学識 経験者	法政大学デザイン工学部教授	永瀬 克己	
21		東京経済大学現代法学部教授	森反 章夫	
22		財団法人建築行政情報センター専務理事	棕 周二	
23	市内の 団体委員	商工関係	公益法人小金井市商工会 大久保 昌弘	
24		福祉関係	小金井市身体障害者福祉協会	上野 暢 (平成 22 年 3 月 21 日 ~ 平成 22 年 5 月 10 日まで)
				雨宮 安雄 (平成 22 年 5 月 16 日 ~)
25			小金井市悠友クラブ連合会	田川 尚子
26		環境関係	小金井市環境市民会議	百瀬 和浩
27	コミュニティ 関係	特定非営利活動法人 和福社会通所訓練所「あい」	宮井 敏晴	

...委員長

...副委員長

...起草委員

参考資料 10 小金井市新庁舎建設検討委員会設置要綱

小金井市新庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小金井市の新庁舎建設等の推進を図るため、小金井市新庁舎建設検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

新庁舎等の機能、規模、位置及び施設計画に関すること。

その他新庁舎建設等に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員は、小金井市庁議に関する規則(昭和62年規則第25号)第2条に規定する構成員である部長職者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長が必要と認めるときは、関係職員を委員会の会議に出席させることができる。

(調整部会)

第5条 委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため、委員会に調整部会を置く。

2 調整部会は、部会長、副部会長及び部員をもって組織する。

3 部会長は、長期総合計画等担当部長をもって充てる。

4 副部会長は、企画政策課長をもって充てる。

5 部員は、財政課長、総務課長、法務担当課長、管財課長、市民課長、市民税課長、環境政策課長、地域福祉課長、都市計画課長、建築営繕課長、再開発課長、庶務課長その他部会長が必要と認める課長職者又は課長補佐職者をもって充てる。

6 部会長は、前項に掲げる者のほか、必要に応じて部員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(調整部会の運営)

第6条 調整部会の会議は、部会長が招集する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会及び調整部会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年5月22日から施行する。

小金井市新庁舎建設検討委員会名簿

委員長	副市長	委員	子ども家庭部長
副委員長	教育長	〃	都市整備部長
委員	企画財政部長	〃	開発事業本部長
〃	長期総合計画等担当部長	〃	開発事業本部参事
〃	総務部長	〃	会計管理者
〃	市民部長	〃	学校教育部長
〃	税務担当部長	〃	生涯学習部長
〃	環境部長	〃	議会事務局長
〃	ごみ処理施設担当部長	〃	監査委員事務局長
〃	福祉保健部長	事務局	企画財政部企画政策課